

平成30年2月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行コ)第5号、同第13号 政務調査費返還履行等請求控訴事件、同附帯控訴事件(原審・仙台地方裁判所平成25年(行ウ)第11号)

平成29年11月14日口頭弁論終結

判 決

当事者の表示 別紙1(当事者目録)のとおり

主 文

1 補助参加人佐藤正昭及び同菊地崇良の控訴並びに被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、補助参加人自由民主党・仙台、田村稔、補助参加人加藤和彦、同佐藤正昭、同野田譲、同菅原健、同菊地崇良、同復興仙台、同市民フォーラム仙台、同公明党仙台市議団、同社民党仙台市議団及び同みんなの仙台に対し、別紙2(請求・認容額一覧表)の「当審認容額」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 補助参加人野田譲、同復興仙台及び同市民フォーラム仙台の控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、補助参加によって生じた費用を除く訴訟費用については2分の1を被控訴人の負担、その余を控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費用については別紙3(補助参加費用負担一覧)のとおりとする。

事実及び理由

第1 申立て

1 補助参加人佐藤正昭、同野田譲、同菊地崇良、同復興仙台及び同市民フォーラム仙台の控訴の趣旨

(1) 原判決中、控訴人に対し、補助参加人佐藤正昭、同野田譲、同菊地崇良、同

復興仙台及び同市民フォーラム仙台に支払を請求するよう命じた部分を取り消す。

(2) 上記部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

2 被控訴人の附帯控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 控訴人は、別紙2の「会派又は議員の名称」欄記載の者に対し、「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する平成24年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 住民訴訟の提起

本件は、被控訴人（仙台市民オンブズマン）が地方自治法242条の2第1項に基づいて提起した住民訴訟である。

被控訴人は、仙台市議会の会派及び議員合計18名が仙台市から交付を受けた平成23年度の政務調査費のうち、平成23年9月分から平成24年3月分までの費用の支出1805万2447円（別紙2の「請求額」欄記載のとおり）につき、条例によって認められた使途である「市議会議員としての市政に関する調査・研究活動に資するため必要な経費」ではなく、政党の政治活動、議員の後援会活動、議員個人の私的な活動に関する費用に充てられた違法な支出であり、各会派及び議員は、議長に対して収支報告書を提出した平成24年5月15日までに、同額を返還する義務を負っていると主張し、控訴人（仙台市長）に対し、上記不当利得の返還とこれに対するその翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を各会派及び議員に請求するよう求めた。

上記会派及び議員のうち16名が、本件訴訟において控訴人を補助するため、訴訟に参加した。

2 原審の判断

原審は、別紙2の「原審認容額」欄記載のとおり、上記会派及び議員のうち、加藤和彦、野田譲、菅原健、菊地崇良の4名については請求額の全額、自由民主

党・仙台、田村稔、佐藤正昭、復興仙台、市民フォーラム仙台、公明党仙台市議団、社民党仙台市議団、みんなの仙台の8名については請求額の一部、合計12名に対し622万7386円の支払を請求するよう控訴人に命ずる限度で、被控訴人の請求を認容し、上記8名についての請求額の残額及び齋藤範夫、鈴木繁雄、伊藤新治郎、赤間次彦、やしろ美香、自由民主党の6名についての請求額の全額につき、支払を請求するよう求める被控訴人の請求を棄却した。なお、被控訴人の請求のうち、遅延損害金の支払を請求するよう求める部分は、いずれも棄却した。

3 不服申立て

補助参加人佐藤正昭、同野田譲、同菊地崇良、同復興仙台及び同市民フォーラム仙台は、原判決中、各補助参加人に支払を請求するよう控訴人に命じた部分を不服として、それぞれ控訴を提起した。

被控訴人は、原判決中、被控訴人の請求を一部棄却した部分を不服として、附帯控訴を提起した。

4 前提事実及び争点

(1) 原判決の引用

前提事実、関係法令等及び争点は、原判決が事実及び理由の第2の1ないし3に摘示するとおりである。ただし、8頁5行目（頁数と行数は、いずれも原判決のものである。以下同じ。）の「姿勢」を「市政」と改める。

以下、便宜原判決の略称を用いる。

(2) 争いのない事実

仙台市議会の会派又は議員である別紙2の「会派又は議員の名称」欄記載の18名は、仙台市から交付を受けた平成23年度分の政務調査費の中から、平成23年9月分から平成24年3月分までの費用として、原判決別紙4ないし10の表中の「年月日」、「使途」、「支払額」欄記載のとおりの支出をした（以下原判決

別紙4ないし10の表中に記載の支出をその「総番号」欄記載の番号で示す。)。

政務調査費の交付については、上記支出の当時、地方自治法及び条例等により、次のとおり定められていた。

地方自治法100条14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、仙台市政務調査費の交付に関する条例（本件条例）は、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとし（1条）、政務調査費は、市議会における会派及び交付対象議員に対して交付するとし（2条）、使途基準については、会派及び交付対象議員は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費（市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費をいう。）以外に充ててはならないと規定していた（5条）。

仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則（本件規則）2条は、使途基準として、次のとおり定めていた。

第2条 条例（本件条例を指す。）第5条に規定する使途基準は、次の各号に定める項目ごとに当該各号に定めるところによる。

- 1 調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費
- 2 研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費
- 3 会議費 各種会議に要する経費
- 4 資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費
- 5 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

6 広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費

7 人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費

8 事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費

9 事務費 調査研究活動に要する事務経費

10 その他の経費 前各号に掲げるもののほか、調査研究活動に要する経費

仙台市議会が定めた仙台市政務調査費の交付に関する要綱（本件要綱）は、調査研究活動に要する旅費の支出について、調査研究活動に要する旅費は、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（特別職給与条例）に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することができないと定め（7条1項），経費の按分について、本件規則第2条各号に掲げる費用について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分したい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができまするものとし、当該方法により按分することが困難である場合には、按分の割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とするとできると定めていた（8条）。

さらに仙台市議会が制定した政務調査費取扱い手引書（本件手引書）には、別紙5のとおり、政務調査費の概要（第1章）、政務調査費に係る諸手続き（第2章）、使途基準の運用指針（第3章）、支出手続の概要（第4章）について解説されており、当時の条例・規則・要綱の規定は、本件手引書に添付されているとおりであった。

(3) 争点

政務調査費から費用を支出したことが、条例に定める使途基準に違反した違法なものといえるか否かが争点である。

なお、当審における当事者等の補足主張は、別紙4のとおりである。

第3 裁判所の判断

1 要約

(1) 補助参加人自由民主党・仙台の支出について

事務費は、原審が違法とした12万7127円（パソコン・インク代等及び電話・ファックス代（従量部分）の各2分の1）のほか、1万4540円（電話・ファックス代（定額部分）の2分の1）を違法と認める。

補助参加人自由民主党・仙台の支出は、以上合計14万1667円を違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(2) 田村稔の支出について

原審同様、広報広聴費73万2585円（後援会発行の広報誌）のみを違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(3) 補助参加人齋藤範夫、鈴木繁雄、補助参加人伊藤新治郎、同赤間次彦、同やしろ美香、同自由民主党の支出について

原審同様、すべて違法と認めない。

(4) 補助参加人佐藤正昭の支出について

出張旅費は、原審が違法とした14万6590円のうち、平成23年10月の東京出張分2万5630円、倉敷出張分7万3770円、平成23年11月の東京出張分の一部1万5730円の合計11万5130円は違法と認めるが、その余は、原審とは異なり、違法と認めない。

タクシーレンタカー代は、原審同様、2万7075円（支出額の2分の1）を違法と認める。

補助参加人佐藤正昭の支出は、以上合計14万2205円を違法と認め、その他は、違法と認めない。

(5) 補助参加人野田譲の支出について

原審同様、広報広聴費41万7375円（広報誌の印刷代の2分の1）を違法

と認める。

(6) 補助参加人菊地崇良の支出について

広報広聴費 38万4605円（広報誌の印刷費及び発送費用の2分の1）は、原審同様、違法と認める。事務費 2万6153円（電話料金及び携帯電話料金）は、原審とは異なり、違法と認めない。

(7) 補助参加人復興仙台の支出について

調査研究費 5万3885円（高橋次男議員の北九州市等への出張）は、原審とは異なり、違法と認めない。

会議費 7万6230円は、原審同様、違法と認める。

資料作成費は、原審が違法とした会派広報誌代 5万2500円、橋本啓一議員の広報誌印刷費用 18万1125円のほか、会派控室のプロバイダ使用料 6463円（各支出額の2分の1）を違法と認める。

広報広聴費は、原審が違法とした鈴木勇治議員の通信費 3万2699円、高橋次男議員の広報誌の作成・送付費用 16万8200円、橋本啓一議員のインターネット維持管理費用 8480円のほか、会派控室のレンタルサーバー利用料 1万2859円を違法と認める。

人件費は、原審同様、会派で雇用する常勤職員の人件費 81万9000円（給与の全額を政務調査費で賄っている1名に係る人件費の支出額の2分の1）を違法と認める。

事務所費のうち、橋本啓一議員分は、原審認容額 1万6492円（事務所賃料と蛍光灯代を除いた費用のうち支出総額の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分）とは異なり、10万6823円（全支出額の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分）を違法と認め、鈴木勇治議員分は、原審とは異なり、10万5000円（地代の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分）を違法と認める。

事務費のうち、会派控室の事務用品代等の経費及び通信費は、原審認容額14万0911円（ADSL使用料を除く経費の2分の1）とは異なり、15万9468円（全支出額の2分の1）を違法と認め、岡部恒司議員の電話使用料及び電話代行サービス利用料は、原審が違法とした電話使用料2万5602円のほか、電話代行サービス利用料6万3021円（各支出額の2分の1）を違法と認める。また、原審が違法とした鈴木勇治議員の経費6万3312円（はがき代を除く支出額の2分の1）のほか、同議員の個人事務所用のパソコン、プリンターのリース料及び保守料2万7474円（支出額の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分）を違法と認める。

補助参加人復興仙台の支出は、以上合計190万8256円を違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(8) 補助参加人市民フォーラム仙台の支出について

原審同様、資料作成費26万4000円及び広報広聴費48万4670円（いずれも小野寺健議員の市政活動報告の発行・発送費用の2分の1）は、違法と認める。

広報広聴費のうち、原審が違法とした会派控室の電話及びファックス使用料2万3345円と会派ホームページ維持管理費用1万9656円（各支出額の2分の1）のほか、会派控室のパソコン回線使用料1万0548円とCATV使用料8449円（各支出額の2分の1）を違法と認める。

事務費のうち、パソコン維持管理料4万4709円と電話使用料5199円（各支出額の2分の1）は、原審同様、違法と認める。

補助参加人市民フォーラム仙台の支出は、以上合計86万0576円を違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(9) 補助参加人公明党仙台市議団の支出について

原審同様、調査研究費のうちタクシ一代1万8265円、広報広聴費のうち佐

々木真由美議員分 11万7000円、佐藤和子議員分（ホームページ作成代）8万4000円、鈴木広康議員分のうちタクシ一代365円（各支出額の2分の1）は、違法と認める。

原審とは異なり、広報広聴費のうち小田島久美子議員のホームページ更新料2万1000円、小野寺利裕議員のホームページ維持管理費用7万3500円、鎌田城行議員のホームページ更新料7万円、菊地昭一議員のホームページ更新、管理料7万円、佐藤和子議員のホームページ更新料1万0500円（各支出額の2分の1）は、違法と認める。

事務費は、原審認容額39万9466円（毎月定額の支払がされている会派控室のプリンターリース代、ノートパソコンリース代及び印刷機リース代を除く支出額の2分の1）とは異なり、69万6105円（上記の毎月定額支払分を含めた全支出額の2分の1）を違法と認める。

補助参加人公明党仙台市議団の支出は、以上合計116万0735円を違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(10) 補助参加人社民党仙台市議団の支出について

原審同様、調査研究費のうちタクシ一代2万3955円、広報広聴費のうち樋口典子議員分56万1888円、人件費のうち大槻正俊議員の運転作業代1万6800円及び樋口典子議員の広報誌作成業務分2万5600円（各支出額の2分の1を超える部分）を違法と認めるほか、原審とは異なり、資料作成費7000円（大槻正俊議員のホームページ管理料の支出額の2分の1）を違法と認める。

事務所費は、原審が違法とした相沢和紀議員分4万8657円（賃料を除く支出額の2分の1）、石川建治議員分1万5916円（家賃、ガス料金及び駐車料を除く支出額の2分の1）、小山勇朗議員分1万3824円（家賃を除く支出額の2分の1）とは異なり、相沢和紀議員分21万8678円、石川建治議員分28万0379円、小山勇朗議員分19万9326円（いずれも賃料等を含む全支出額

の2分の1)を違法と認める。

事務費は、原審が違法とした会派控室の事務費のうち9万7644円(月々の支払が定額であるものを除いた支出額の2分の1)のほか、会派控室の事務費2万5156円(毎月定額の支出額の2分の1)、石川建治議員の複合機リース代4万4100円、小山勇朗議員のコピー機リース代4万3729円、相沢和紀議員のテレビ放送受信料3825円(各支出額の2分の1)を違法と認める。

補助参加人社民党仙台市議団の支出は、以上合計154万8080円を違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(11) 補助参加人みんなの仙台の支出について

原審同様、調査研究費のうち出張旅費13万4230円(靖国神社等への出張の支出額の2分の1)、人件費23万2075円(柳橋邦彦議員分を除いた支出額の2分の1)、事務費2万7070円(支出額の2分の1)の合計39万3375円を違法と認め、その他は、原審同様、違法と認めない。

(12) 遅延損害金について

原審同様、遅延損害金の支払を請求するよう求める部分は、認めない。

2 総論について

(1) 要旨

政務調査費の交付要件に関する法令等の定め、判断枠組み、本件要綱に基づく支出額の按分について、旅費条例に基づく旅費の支出についての判断の総論は、後記(2)のとおり定額の経費支出額の按分についての判断を補足し、(3)のとおり旅費条例に基づく旅費の支出についての判断を補足し、(4)のとおり人件費についての判断を補足するほかは、原判決が事実及び理由の第3の1に説示するとおりである。ただし、13頁8行目の「調査研究の必要性」を「調査研究のための必要性」、「証人西澤敬文」とあるのをすべて「証人西澤啓文」、19頁16、17行目の「本件手引書は、特別職給与条例に基づき支出するものとしている。」を「本件手引書は、特別職給与条例に基づき支出する場合の金額を上限とするものとしてい

る。」、20頁6行目の「旅費条例7条本文」を「旅費条例6条2項、6項、7項、7条本文」に各改める。

(2) 定額の経費支出額の按分について

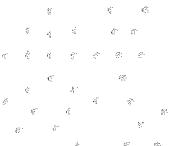
政務調査費の支出対象となる経費が定額のサービス利用料であるような場合、調査研究活動以外の目的での利用の有無にかかわらず月々一定額の支払をしなければならないことからすると、上記定額の利用料全額を政務調査費から支出したとしても本件使途基準に合致しない違法な支出があるということはできず、不当利得も発生しないと解する余地があるのでないかという問題について、ここで補足して検討する。

そもそも、各会派及び議員は、発生した上記定額の経費を全額政務調査費から支出するか一切政務調査費から支出しないかのいずれかを選択しなければならないわけではなく、上記定額の経費の一部を按分して政務調査費から支出することができる。そうすると、サービス利用料が定額制であるか従量制等であるかの違いだけから、経費の按分について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができ、当該方法により按分することが困難である場合には、按分の割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とすると定めている本件要綱8条の基準の適用につき、異なる取扱いをする合理的な理由はないというべきである。

(3) 旅費条例に基づく旅費の支出について

被控訴人は、議員の調査研究活動に伴う旅費について、いわゆる定額方式での計上は許されず、実額方式によるべきであると主張する。

原判決が判示するとおり、①地方自治法は、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については条例で定めることとして、制度の具体的な運用を各地方公共団体の実情に応じた判断に委ねていること、②本件条例は、政務調査費に係る支出額を実費によるものとしつつ、これにより難いときには別に定める方法により算定し



た額によることができるものとして、実額方式によらない方法も許容していること、

③本件要綱は、調査研究活動に要する旅費の支給額の上限を、特別職給与条例に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額としていること、④特別職給与条例は、市議会議員の内国旅行の旅費の額を旅費条例の市長等の例によるとしていること、がそれぞれ認められ、これらの各規定によれば、議員の調査研究活動に伴う旅費を政務調査費から支出しようとする場合において、実費により難いときは、旅費条例に基づいて算定された額によることができるものと解される。

被控訴人は、議員の調査研究活動に伴う旅費の政務調査費からの支出は実額方式によらなければならないと主張するが、これは、要するに、旅費については、およそ本件条例のいう「これ（実費）により難いとき」には当たらないという趣旨の主張と理解することができる。

しかしながら、実額方式を貫いた場合、全ての移動手段に係る料金や宿泊費等の支出について、会派又は議員に対して領収書の発行等を受けることを要求し、その内容の確認、領収書等の保管及び管理をさせることとなり、事務処理手続が煩雑化することは否めない。また、移動手段によっては、近距離の鉄道運賃やバス運賃など、その都度領収書の発行等を受けることが現実的とはいえないものもあるし、調査研究活動以外の目的にも併用する自動車のガソリン代など、厳密に実費を算定することが困難なものもある。

そうすると、議員の調査研究活動に伴う旅費の政務調査費からの支出について、「実費により難いとき」に当たるとして、旅費条例に基づいて算定された額（その金額が社会通念に照らして相当性を欠くとは認められず、また、現実に要した費用の額から不当に大きく乖離するということもできないことは、原判決が判示するおりである。）により支出するという取扱いにも一定の合理性があるというべきであり、また、上記のとおり地方自治法及び本件条例は実額方式によらない方法も許容しているから、上記取扱いが当然に地方自治法及び本件条例に違反して違法であるということもできず、実額によらなければならぬという被控訴人の主張を採用

することはできない。

(4) 人件費について

ア 常勤職員の入件費

被控訴人は、仙台市議会において職員雇用費と政務調査費との関係が整理されたことを示す事実関係が存在しない以上、職員雇用費を調査研究活動の補助業務以外の業務に優先して充当する扱いをするべき根拠はないから、会派の常勤職員の入件費について、調査研究活動の補助業務に係るものとそれ以外の業務に係るものとを明確に区分し難いときは、政務調査費の2分の1は調査研究活動の補助業務以外の業務に係る入件費にも充当されていると考えるべきであると主張する。

しかしながら、原判決が説示するとおり、職員雇用費交付規則における職員雇用費の制度は、雇用される職員が調査研究活動の補助業務に従事するか否かを問わず、その入件費の一部を交付するものであって、議員の調査研究活動に必要な経費の一部を交付する政務調査費の制度とはその性質を異にするから、調査研究活動の補助業務に係る経費とそれ以外の業務に係る経費とを明確に区分し難い場合に従事割合その他の合理的な方法による按分を求める政務調査費の使途基準を当然に当てはめることはできない。

したがって、職員の業務に調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務が併存している場合に、その入件費の2分の1を超える部分について政務調査費を支出していくなければ、その支出額の一部が違法となるとはいえない。

イ 非常勤職員の入件費

被控訴人は、会派又は議員により雇用された職員は、一般的、外形的事実からは、調査研究活動の補助業務以外の業務にも従事するものと推認するのが相当であつて、常勤職員と非常勤職員とを区別する理由ないと主張する。

しかしながら、常勤職員については、常時勤務しているという一般的、外形的事実から、調査研究活動の補助業務以外の業務にも当然に関わっているものと推認されるのに対して、非常勤職員については、雇用するに当たって、雇用契約上、業務

内容を「調査研究活動の補助」と明記する扱いとしている会派もあること（丙B13の21, 22）等に鑑みると、会派又は議員の業務の繁閑に応じて勤務しているという一般的、外形的事実だけからは、調査研究活動の補助業務以外の業務にも当然に関わっているものと推認することはできない。

3 補助参加人自由民主党・仙台の支出について

以下のとおり補正するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(1)に説示するとおりである。

24頁23行目の「ただし」から25頁4行目までを削除し、25頁5行目から14行目までを次のとおり改める。

「(ウ) 以上によれば、補助参加人自由民主党・仙台の事務費の支出は、その支出額の2分の1の金額（総番号14ないし25）合計14万1667円が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人自由民主党・仙台の不当利得に当たる。」

4 田村稔、補助参加人齋藤範夫、同加藤和彦、鈴木繁雄、補助参加人伊藤新治郎、同赤間次彦、同菅原健、同やしろ美香、同自由民主党の支出について

以下のとおり補正するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(2)ないし(7), (10), (11), (18)に説示するとおりである。

29頁9行目の「別紙4総番号38, 40ないし44」を「別紙4総番号38, 40ないし45」、12, 13行目の「研修費3万1460円」を「総番号45の研修費3万1460円」に各改める。

5 補助参加人佐藤正昭の支出について

(1) 要旨

後記(2)のとおり出張旅費についての判断を変更し、(3)のとおりタクシ一代の支出についての判断を補足するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(8)に説示するとおりである。ただし、31頁15行目の「丙B8の2」を「丙B8の1」、33頁23行目の「中心市街の活性化」を「中心市街地の活性化」、34頁1行目の「佐



藤議員の出張は」を「佐藤議員の上記大阪出張は」、43頁8行目の「丙B8の1の11頁」を「丙B8の1の12頁」、47頁18、19行目の「丙B第8号証の1」を「丙B第8号証の2」に各改める。

(2) 出張旅費についての判断の変更

ア 35頁20行目から36頁15行目までを次のとおり改める。

「b まず、藤井との面会について、投資ファンド運用会社の社員との会談が、一般的に調査研究活動との関連性を有するとは言い難い。しかしながら、藤井が所属するブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社は、ブラックストーン・グループの日本法人であり、同グループの関連会社であるブラックストーン・キャピタル・パートナーズIVの傘下に、水族館運営会社であるマーリン・エンターテインメントがある（丙B8の4～6、証人佐藤正昭）。

補助参加人佐藤正昭は、仙台市への水族館誘致に向けて、マーリン・エンターテインメントによる進出可能性を探るため、藤井との会合を（このときを含めて）数回行ったものであり、その際、紹介役を務めたのが、株式会社R F パートナーズの檜山であった（証人佐藤正昭）。なお、補助参加人佐藤正昭が監査委員に対して提出した資料（丙B8の1）には、用務内容・目的が「動物園について」と記載されているが、補助参加人佐藤正昭がその後の出張でも藤井と面会をしており、その際の用務内容・目的が「水族館について」と記載されていることからすると、このときの面会の目的が水族館誘致にあったと認めるのが相当である。

水族館の誘致は観光政策の一環ができるから、上記認定事実によれば、補助参加人佐藤正昭の藤井との面会は、調査研究活動の目的でされたものということができる。」

イ 37頁4行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「 なお、補助参加人佐藤正昭は、当審において、過去に名刺交換をしていれば、以後名刺交換を繰り返さないことも何ら不自然なことではなく、過去に受領していた名刺を監査委員に対して提出したものであると主張するけれども、その証人尋問

においては、名刺を入れ違えた可能性を認めたのみで、上記出張の際の松本龍との会談時には名刺交換をしなかった可能性を示唆するような証言をしていないから、上記主張は採用することができない。」

ウ 37頁5行目から9行目までを次のとおり改める。

「d このように、上記出張中に補助参加人佐藤正昭が面会したとされる人物のうち、藤井及び檜山については、調査研究活動と関連する聞き取り先であると認められるものの、松本龍については、会談の事実そのものに疑義がある状況であることからすると、上記出張について、少なくとも調査研究活動以外の目的が併存することを推認することができる。」

エ 38頁23行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「なお、補助参加人佐藤正昭は、当審において、地元球団の他都市での秋季キャンプによるスポーツ振興や経済効果の調査は仙台市政との合理的関連性があると主張するものの、補助参加人佐藤正昭の上記証言内容からは、倉敷マスカットスタジアムへの訪問に際して、そのような調査をする目的があったとは認められない。」

オ 39頁14行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「なお、補助参加人佐藤正昭は、当審において、訪問の事実がなければ、チボリ公園に関する歴史や再開発等についてのレクチャーを受けたという証言が出てくるとは考えにくいと主張するものの、補助参加人佐藤正昭が三井アウトレットパークを訪問した時期についての証言が記憶違いによるという可能性が考え難いことは上記のとおりであるし、チボリ公園に関する歴史や再開発等についての情報は、現地を訪問して直接レクチャーを受けなければ得られない性質のものではないから、上記主張をもって合理的な説明があるということはできない。」

カ 40頁12行目から17行目までを次のとおり改める。

「b 上記(ウ)の平成23年10月の東京出張についての検討でも述べたとおり、補助参加人佐藤正昭の藤井らとの面会の目的は水族館誘致にあったと認めるのが相当であり、調査研究活動の目的でされたものということができる。」



キ 40頁25行目から41頁8行目までを次のとおり改める。

「このように、上記出張中に補助参加人佐藤正昭が面会したとされる人物のうち、藤井及び檜山については、調査研究活動と関連する聞き取り先であると認められるものの、それ以外の人物については、調査研究活動との合理的関連性に疑義がある状況であることからすると、上記出張について、少なくとも調査研究活動以外の目的が併存することを推認することができ、補助参加人佐藤正昭から、そのような推認を覆すに足りる適切な反証はない。」

c 本件使途基準上、調査研究費は、「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」と定められているが、上記認定事実によれば、平成23年11月14日の東京出張は、その支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

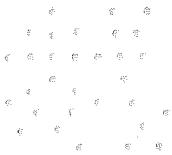
d したがって、補助参加人佐藤正昭が支出した調査研究費のうち上記出張分は、支出額の2分の1の金額である1万5730円が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人佐藤正昭の不当利得に当たる。」

ク 41頁20行目から42頁16行目までを次のとおり改める。

「b 上記(ウ)の平成23年10月の東京出張についての検討でも述べたとおり、補助参加人佐藤正昭の藤井らとの面会の目的は水族館誘致にあったと認めるのが相当であり、調査研究活動の目的でされたものということができる。

また、上記出張の水族館以外の調査予定事項としては震災復興、復興支援、スポーツと街づくり等が挙げられているところ、提出された名刺の中には、建設コンサルタント会社と思われる企業のものや、スポーツ新聞社のものがあるから、およそ調査研究活動との合理的関連性が認められないまではいえない。

c その他、平成23年12月20日の東京出張全般について、調査研究活動以外の目的で行われたことや、そのような目的が併存することが推認されるような一般的外形的事実の主張立証はない。



また、少なくとも支出額の1割が違法であるとの主張について、旅費条例に基づき算定した額を政務調査費からの支出額とする取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、被控訴人の主張は理由がない。

以上によれば、補助参加人佐藤正昭が支出した調査研究費のうち上記出張分の全部又は一部が本件使途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、不当利得には当たらない。」

(3) タクシ一代の支出についての判断の補足

補助参加人佐藤正昭は、当審において、本件手引書にはタクシーの利用を制限する規定がないのに、タクシーの利用を「相当とする事情の存する場合」に限定するのは議員の予見可能性に反すると主張するものの、原判決が説示するとおり、一般にタクシー料金が他の公共交通機関の運賃よりも割高であること、調査研究活動に伴うあらゆる移動にタクシーを利用する必然性が当然に存在するとはいえないことからすれば、本件手引書にタクシーの利用を具体的に制限する規定がないことの一事をもって、本件使途基準上、調査研究活動に伴う移動に無制限にタクシーを利用することが許されているとはいえないし、本件使途基準に違反するかどうかにより不当利得の成否を判断するに当たって、議員個人の予見可能性の有無を問題とすることは相当とはいえない。

6 補助参加人野田譲の支出について

以下のとおり補足するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(9)に説示するところである。

49頁3、4行目の「挨拶文はおおむね同人の所信表明をその内容としていること」のうち「所信表明」の前に「市政に対する」を加え、23行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人野田譲は、当審において、広報誌の紙面全体に占める同人の写真、似顔絵及びプロフィールの割合は1割程度であるから、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということはできないし、仮



にそうでないとしても、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出額の1割を限度とすべきであると主張する。

しかしながら、補助参加人野田譲の広報誌に掲載された挨拶文についても、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえない所信表明を含む内容のものとなっていることや、上記写真、似顔絵、挨拶文及びプロフィールが、特に読者の目を引き易い広報誌の冒頭及び末尾に掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合が数量的に少ないともって紙幅の相当程度を占めていないと判断することは相当ではなく、また上記割合により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることも相当ではないから、補助参加人野田譲の上記主張は採用できない。」

7 補助参加人菊地崇良の支出について

(1) 要旨

後記(2)のとおり広報広聴費についての判断を補足し、(3)のとおり電話料金についての判断を変更するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(1)に説示するとおりである。

(2) 広報広聴費についての判断の補足

補助参加人菊地崇良は、当審において、広報誌の紙面全体に占める同人の写真、挨拶文及びプロフィール等の割合は2割程度であり、かつ、これらは調査研究活動との関連性も併有するから、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということはできないし、仮にそうでないとしても、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出額の1割（上記2割の2分の1）を限度とすべきであると主張する。

しかし、補助参加人菊地崇良の広報誌に掲載された写真、挨拶文及びプロフィールについては、仙台市の施策に関する情報を含む部分を除き、調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言い難く、むしろ補助参加人菊地崇良自身について広く世間にアピールするための掲載内容ということができるの上記のとおりであ

り、上記写真、挨拶文及びプロフィールが、特に読者の目を引き易い広報誌の冒頭及び末尾に掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合が数量的に少ないことをもって紙幅の相当程度を占めていないと判断することは相当ではなく、また上記割合等により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることも相当ではないから、補助参加人菊地崇良の上記主張は採用できない。

(3) 電話料金についての判断の変更

ア 53頁12行目から15行目までを次のとおり改める。

「(イ) 丙B第12号証の2から7及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人菊地崇良が、個人事務所の固定電話2回線、携帯電話3回線を契約しており、そのうち固定電話1回線、携帯電話2回線の電話料金の全額を事務費として政務調査費から支出したことが認められる。」

イ 53頁23行目から54頁9行目までを次のとおり改める。

「 もっとも、補助参加人菊地崇良は、事務費として電話料金を支出した固定電話及び携帯電話の回線はいずれも政務調査活動専用のものであると主張し、これに沿う内容の調査票(丙B12の2)を提出している。そして、上記のとおり、補助参加人菊地崇良が政務調査費から電話料金を支出したもの以外に固定電話1回線、携帯電話1回線を契約していること等に鑑みれば、上記推認に対する適切な反証がされたということができる。」

(ウ) 以上によれば、補助参加人菊地崇良が支出した事務費合計5万2311円は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるものとは認められず、不当利得には当たらない。」

8 補助参加人復興仙台の支出について

(1) 要旨

後記のとおり補足変更するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(14)に説示するところである。ただし、80頁18行目から20行目までの「用務先が観光施設

としての側面を有するというだけで、常に当該用務先への出張に観光目的が併存するということにもならない。」の前に「観光政策も仙台市の施策の一部に含まれる以上、」を加え、86頁10、11行目の「佐々木両道講演会」を「佐々木両道後援会」、87頁8、9行目の「後援会活動としての側面があったとしても、調査研究活動としての側面は必ずしも失われない」を「佐々木両道議員の勉強会は、会議開催時間のうち4分の3は市政報告、県政報告及び勉強会（テーマは震災復興に関する内容である。）に充てられており、少なくともその限度では市政との合理的関連性が認められるから、後援会活動としての側面があったとしても、調査研究活動としての側面は必ずしも失われない」、92頁18行目の「中断」を「中段」、94頁3行目の「資料製作費」を「資料作成費」、99頁4行目の「茶菓子」を「茶菓子代」、102頁13行目及び15行目の各「パソコン」を「パソコンその他のモバイル通信機器」、103頁26行目の「月額21万7600が」を「月額21万7600円が」、116頁17行目の「調査研究活動に」を「調査研究活動のみに」、118頁7行目の「電話使用料」を「電話使用料及び電話代行サービス業務料」に各改める。

(2) 高橋次男議員の北九州市等への出張についての判断の変更

81頁17行目から82頁18行目までを次のとおり改める。

「c 被控訴人は、高橋次男議員の出張のうち、北九州市への出張については、現代美術センターCCA北九州の運営手法等が、仙台国際音楽コンクールの運営にどう役立つかが明らかでないと指摘する。

丙B第14号証の29及び弁論の全趣旨によれば、現代美術センターCCA北九州は、その設立以来、現代美術の若手アーティスト等の育成に力を入れてきた実績があり、また、毎年、サウンド・アーティストを招いてサウンド・ワークショップを行っていることが認められる。美術と音楽とでは分野が異なるものの、若手芸術家の育成という観点からは共通点を見出すことができるし、上記サウンド・ワークショップの運営手法を調査して仙台国際音楽コンクールの運営に活かすこともでき

ると解されるから、高橋次男議員が北九州市に出張して現代美術センター CCA 北九州事務局を訪れたことは、調査研究活動との合理的関連性が認められる。

本件使途基準は、調査研究費を「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」と定めるところ、上に述べたとおり、北九州市への出張は調査研究活動との合理的関連性が認められるし、大阪市への出張について調査研究活動との合理的関連性を欠くことを疑わせる外形的事実の主張立証はない。

d 以上によれば、補助参加人復興仙台が支出した高橋次男議員の調査研究費 10万 7770 円は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、補助参加人復興仙台の不当利得には当たらない。」

(3) 会派控室のプロバイダ使用料についての判断の変更

89 頁 3 行目から 19 行目までを次のとおり改める。

「(c) 本件使途基準は、資料作成費を「調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費」と定めるところ、上記プロバイダ利用料については、調査研究活動のための使用と調査研究活動以外の目的での使用とを割合的に按分して政務調査費を支出すべきであり、かつ、当該按分割合を合理的に定めることができない場合といえ、支出額の 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されない。

(d) したがって、補助参加人復興仙台が会派控室のプロバイダ利用料について支出した資料作成費は、支出額の 2 分の 1 の金額合計 6463 円（総番号 307 ないし 312）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。」

(4) 広報誌代についての判断の補足

ア 90 頁 18 行目から 21 行目までの「この点、被告補助参加人復興仙台は、会派及び議員が行う活動を市民に報告することが政務調査費の支出対象となる広報広聴活動に当たるし、議員の顔写真は市民からの意見募集に資するなどと主張するものの」を「この点、補助参加人復興仙台は、会派及び議員が行う活動を市民に報告することが政務調査費の支出対象となる広報広聴活動に当たるし、議員の顔写真

は、広報誌の作成主体である会派の構成員が誰であるのかを明らかにする必要があるとの観点から掲載したものであり、市民からの意見募集にも資するなどと主張するものの」に改め、91頁13行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、広報誌の紙面全体に占める写真の割合は1割程度であるから、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出の1割を限度とすべきであると主張する。

しかしながら、補助参加人復興仙台の広報誌に掲載された写真のうち、会派の活動内容を写したもののが会派の活動の対象となっている仙台市の施策そのものに關係する情報に乏しいこと、議員の顔写真も調査研究活動との合理的関連性に乏しいことに加えて、上記顔写真が広報誌1枚目の上段に一列に配されているなど読者の目を引き易い位置及び形状で掲載されていること、上記活動内容の写真が広報誌2枚目の右側に紙面のほぼ4割程度の面積を占めて掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合等により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることは相当ではないから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

イ 93頁13行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、橋本啓一議員の広報誌は、伝えるべき市政に関する情報とのバランスを失しない範囲において、写真やイラストを取り込んでいるに過ぎないし、議員の経歴や活動を写した写真は、当該議員が市政に関してどのような関心を持って活動しているのかを知る端緒となるから、調査研究活動との合理的関連性があると主張するけれども、これらの事情は、当該広報誌に橋本啓一議員個人を宣伝する目的が併存していることと矛盾するものではないから、上記認定を左右するものではない。」

ウ 93頁20行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、広報誌の紙面全体に占める橋本啓一議員の写真の割合は1割程度であるから、本件使途基準に合致しな



い違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出の1割を限度とすべきであると主張する。

しかしながら、橋本啓一議員の広報誌に掲載された写真のうち、同議員の活動を写したもののが市政に関する情報に乏しいこと、議員の顔写真やプロフィールも調査研究活動との合理的関連性に乏しいことに加えて、顔写真が広報誌1枚目の上段、プロフィールが同下段に大きく配されているなど読者の目を引き易い位置に掲載されていること、上記活動内容の写真が広報誌2枚目の上段に紙面の半分以上の面積を占めて掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合等により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることは相当ではないから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

エ 101頁8行目から14行目までを次のとおり改める。

「b 丙B第14号証の32及び弁論の全趣旨によれば、上記広報広聴費の支出の対象となった広報誌は平成24年4月1日発行の「高橋次男だより」であること、当該広報誌の1枚目には、高橋次男議員の市議会における質疑の内容が大きく掲載されており、中央には質疑中の同議員の上半身の写真が掲載されていること、2枚目には仙台市的一般会計予算の紹介及び予算等審査特別委員会における高橋次男議員の質問事項が掲載されていること、3枚目には仙台市の津波防災設計についての情報が掲載されていること、4枚目には「地域の方々とのコミュニケーション等」というコーナーを設けて、高橋次男議員の各種活動の様子や視察先等の写真が掲載されていることが、それぞれ認められる。」

オ 101頁22行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、広報誌の紙面全体に占める高橋次男議員の顔写真の割合は1割程度であるから、市政に関する情報に乏しいものに多くのスペースを割いているということはできないと主張するが、高橋次男議員の顔写真以外に、同議員の活動を写した写真についても市政に関する情報に乏しいというべきであることは上記のとおりであるから、補助参加人復興仙台の

上記主張は採用できない。」

カ 102頁3行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、広報誌の紙面全体に占める高橋次男議員の顔写真の割合は1割程度であるから、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出の1割を限度とすべきであると主張する。

しかしながら、高橋次男議員の広報誌に掲載された写真のうち、同議員の活動を写したものも市政に関する情報に乏しいことに加えて、同議員の上半身の写真が広報誌1枚目の中央という読者の目を引き易い位置に掲載されていること、上記活動の写真が広報誌4枚目の紙面の全部を占めて掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合等により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることは相当ではないから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

(5) 広報広聴費についての判断の補足変更

ア 96頁25行目から97頁12行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記レンタルサーバー料金については、調査研究活動のための使用と調査研究活動以外の目的での使用とを割合的に按分して政務調査費を支出すべきであり、かつ、当該按分割合を合理的に定めることができない場合といえ、支出額の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。

シ したがって、補助参加人復興仙台が会派控室のレンタルサーバー料金について支出した広報広聴費は、支出額の2分の1の金額合計1万2859円（総番号323ないし329）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。」

イ 98頁10行目から13行目までを次のとおり改める。

各
の
事
務
所
に
は
3
台
の
パ
ソ
コン
が
存
在
す
る
こ
と
が
認
め
ら
れ
、
同
議
員
は
、
こ
れ
ら
の
パ
ソ
コン
を
調
査
研
究
活
動
用
と
そ
れ
以
外
に
分
け
て
い
た
旨
証
言
す
る
も
の
の
、
パ
ソ
コン
使
用
に
伴
う
通
信
費
に
つ
い
て
も
複
数
の
回
線
を
契
約
し
て
使
い
分
け
て
い
た
こ
と
を
裏
付
け
る
客
観
的
な
証
拠
は
な
い
か
ら
、
結
局
、
上
記
推
認
に
対
す
る
適
切
な
反
証
は
な
い

「この点、証拠（丙B14の30、31、証人鈴木勇治）によれば、鈴木勇治議員の個人事務所には3台のパソコンが存在することが認められ、同議員は、これらのパソコンを調査研究活動用とそれ以外に分けていた旨証言するものの、パソコン使用に伴う通信費についても複数の回線を契約して使い分けていたことを裏付ける客観的な証拠はないから、結局、上記推認に対する適切な反証はない。

また、補助参加人復興仙台は、当審において、通信費のうちプロバイダ契約料については定額料金制となっているから、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならず、補助参加人復興仙台がプロバイダ契約料を不当に利得したということはできないと主張するが、サービス利用料が定額制であるか従量制等であるかの違いだけで政務調査費の支出についての基準が異なると解すべき根拠はないことは前記のとおりであるから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

ウ 103頁1行目から4行目までを次のとおり改める。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、橋本啓一議員のインターネット維持管理に要した経費はモバイル信用の機器に係るものであり、同議員は、当該機器を調査研究活動に常時携行して使用し、視察先で関連情報の収集や検索、備忘のためのメモを取る目的のみに限定して使用していたと主張するもの、これについて客観的な裏付けはなく、その他、上記推認に対する適切な反証はない。」

エ 103頁10行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「補助参加人復興仙台は、当審において、インターネット維持管理費用のうち基本料金部分は定額料金制となっているから、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならず、補助参加人復興仙台が上記部分を不当に利得したということはできないと主張するが、サービス利用料が定額制であるか従量制等であるかの違いだけで政務調査費の支出についての基準が異なると解すべき根拠はないことは前記のとおりであるから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

(6) 人件費についての判断の補足

106頁3行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「f 以上について、補助参加人復興仙台は、当審において、議会事務局との連絡調整や会派控室内の整理整頓及び清掃は、職員の勤務時間全体から見ればほとんど無視できる程度の割合であるから、補助参加人復興仙台が会派控室において雇用する職員のうち給与全額が政務調査費で賄われているものに係る人件費について支出に調査研究活動以外の目的が併存するということはできないと主張するが、上記の主張について具体的な証拠はないから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

また、補助参加人復興仙台は、当審において、議会事務局との連絡調整や会派控室内の整理整頓及び清掃に関する業務割合は1割程度であるから、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、当該人件費に係る支出の1割を限度とすべきであると主張するが、上記の業務割合について具体的な証拠はないから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

(7) 事務所費についての判断の変更

ア 橋本啓一議員分について

112頁12行目から113頁21行目までを次のとおり改める。

「 本件使途基準は、事務所費を「調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、橋本啓一議員分の事務所費については、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも費用の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分が違法であると認められる。」

なお、補助参加人復興仙台は、当審において、橋本啓一議員は、その個人事務所に政務調査に係る書類以外の書類等を保管していることから、その割合を考慮して、事務所に係る費用の3分の2を政務調査費として計上したものであり、政務調査費としての支出に問題ないと主張するが、上記按分割合が合理的であることをうかがわせる証拠はないから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

c 以上によれば、補助参加人復興仙台が橋本啓一議員のために支出した事務所費は、合計42万7293円（総番号451ないし472）を3分の2で除した金額64万0939円がその総額であり、その2分の1である32万0470円（1円未満切上げ）を超えて政務調査費から支出した部分10万6823円が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

補助参加人復興仙台は、当審において、電話、電気、ガス、水道料金についてはそれぞれ定額料金（基本料金）が含まれており、コピー機の年払リース料も定額であるから、これらについては目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならず、補助参加人復興仙台が上記部分を不当に利得したということはできないと主張するが、サービス利用料が定額制であるか従量制等であるかの違いだけで政務調査費の支出についての基準が異なると解すべき根拠はないことは前記のとおりであるから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

イ 鈴木勇治議員分について

114頁17行目の「しかし」から21行目末尾までを削除し、22行目から115頁14行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務所費を「調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、鈴木勇治議員の事務所の地代は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも地代の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分が違法であると認められる。

なお、鈴木勇治議員は、事務所の地代の80%を事務所費として計上しているが、調査研究活動のために3万1363m²もの土地を賃借する必要性があることをうかがわせる事情について特段の主張立証はなく、上記80%という按分割合が合理的な方法により算定したものであるとは、およそ認められない。

c 以上によれば、補助参加人復興仙台が鈴木勇治議員のために支出した事務所

費は、合計28万円（総番号473ないし475）を0.8で除した金額35万円が地代の総額であり、その2分の1である17万5000円を超えて政務調査費から支出した部分10万5000円が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。」

(8) 事務費についての判断の補足

ア 会派控室分について

116頁20行目から117頁15行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務費を「調査研究活動に要する事務経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、補助参加人復興仙台が会派控室の利用に伴い支出した事務費については、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

なお、補助参加人復興仙台は、当審において、会派控室において使用するゴム印は政務調査費収支報告書等関連書類に使用するものであり、キャビネットは調査研究活動により収集した資料等を保管するために使用しているものであるから、調査研究活動との合理的関連性があると主張するが、上記ゴム印及びキャビネットが調査研究活動のみに使用されていることについて裏付けとなる適切な証拠はないから、補助参加人復興仙台の上記主張は、支出に調査研究活動以外の目的が併存するという上記認定を左右するものではない。

また、補助参加人復興仙台は、当審において、会派控室において使用される事務用品等が「性質上調査研究活動に限られず幅広い目的に向けられたものである」との要件を厳格に当てはめると、本件使途基準が「事務用機器・事務用備品の購入及びリース料」を政務調査費から支出することを認めている趣旨を損なうこととなるから、適当でないと主張するが、本件使途基準が支出に調査研究活動以外の目的が併存する場合には按分することを認めていることからすれば、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。

d したがって、補助参加人復興仙台が会派控室の利用に伴い支出した事務費は、支出額の2分の1の金額合計15万9468円（総番号476ないし500）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

補助参加人復興仙台は、当審において、ケーブルテレビ契約料については定額料金制となっているから、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならず、無線ルーター、LANケーブル等のPC周辺機器は、会派控室においてパソコンを用いて調査研究活動を行う上で必要なものであり、目的外利用の有無にかかわらず購入しなければならないから、補助参加人復興仙台が上記各費用を不当に利得したということはできないと主張するが、サービス利用料が定額制であるか従量制等であるかの違いだけで政務調査費の支出についての基準が異なると解すべき根拠はないことは前記のとおりであるし、PC周辺機器の購入費用についても、本件使途基準が支出に調査研究活動以外の目的が併存する場合には按分することを認めていることからすれば、補助参加人復興仙台の上記主張はいずれも採用できない。」

イ 岡部恒司議員分について

(ア) 118頁11行目から19行目までを次のとおり改める。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、電話料金については、岡部恒司議員が調査研究活動の目的に限定した専用回線として使用していたものであり、上記電話料金の支出は調査研究活動と合理的関連性を有する等と主張するが、これについて客観的な裏付けはなく、その他、上記推認に対する適切な反証はない。」

(イ) 119頁14行目から21行目までを次のとおり改める。

「d 以上によれば、補助参加人復興仙台が岡部恒司議員のために支出した事務費のうち電話使用料及び電話代行サービス業務料に相当する部分は、支出額の2分の1の金額合計8万8623円（総番号501, 502, 504, 506, 507, 510ないし513）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、

補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。」

ウ 鈴木勇治議員分について

(ア) 121頁17行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、鈴木勇治議員の個人事務所で使用されるFAX回線使用料、インターネット回線使用料、コピー機保守契約料及びリソグラフインク代の支出について、「性質上調査研究活動に限られず幅広い目的に向けられたものである」との要件を厳格に当てはめると、本件使途基準が「事務用機器・事務用備品の購入及びリース料」を政務調査費から支出することを認めている趣旨を損なうこととなるから、適当でないと主張するが、本件使途基準が支出に調査研究活動以外の目的が併存する場合には按分することを認めていることからすれば、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。」

(イ) 121頁24行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、補助参加人復興仙台は、当審において、インターネット回線使用料は定額料金制であり、FAX回線使用料も基本料金等は定額であるし、コピー機保守契約料も年間保守契約に基づく料金であって定額であるから、これらは、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならないものであって、補助参加人復興仙台がこれらの支出に係る費用を不当に利得したということはできないと主張するが、サービス利用料が定額制であるか従量制等であるかの違いだけで政務調査費の支出についての基準が異なると解すべき根拠はないことは前記のとおりであるから、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できない。

また、補助参加人復興仙台は、当審において、パソコン修理代は鈴木勇治議員の個人事務所においてパソコンを用いて調査研究活動を行う上で必要なものであり、目的外利用の有無にかかわらず支出しなければならないものであるから、補助参加人復興仙台がその支出に係る費用を不当に利得したということはできないと主張するが、本件使途基準が支出に調査研究活動以外の目的が併存する場合には按分することを認めていることからすれば、補助参加人復興仙台の上記主張は採用できな

い。」

(ウ) 122頁11行目から123頁14行目までを次のとおり改める。

「パソコン及びプリンターは通常、調査研究活動に限定されず様々な用途で使用されるものであるから、一般的、外形的事実からは、少なくとも、上記パソコン及びプリンターについて、調査研究活動以外の目的でも使用されているものと推認することができる。

本件使途基準は、事務費を「調査研究活動に要する事務経費」と定めているから、上記パソコン及びプリンターのリース料及び保守料の支出には調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも上記各料金の合計額の2分の1を超えて政務調査費から支出した部分が違法であると認められる。

(c) 以上によれば、補助参加人復興仙台が鈴木勇治議員のために支出した事務費のうちパソコン及びプリンターのリース料及び保守料に相当する部分は、合計2万7474円（総番号532ないし537。鈴木勇治議員が事務費に計上した金額を3分の2で除したものがパソコン及びプリンターのリース料及び保守料の実額であり、その2分の1を超えて政務調査費から支出した部分の合計額）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。」

9 補助参加人市民フォーラム仙台の支出について

(1) 要旨

後記(2)のとおり会派控室のパソコン回線使用料及びCATV使用料についての判断を変更し、(3)のとおり補助参加人市民フォーラム仙台の補足主張についての判断を加えるほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(1)に説示するとおりである。ただし、54頁13行目の「丙B13の2」を「丙B13の2, 3」、62頁3行目の「資料製作費」を「資料作成費」、22, 23行目の「趣味や経歴等」を「趣味や役職等」、65頁8行目の「調査研究活動にも利用できる」を「調査研究活動以

外にも利用できる」、66頁4、5行目の「上記広報広聴費は」を「上記電話及びファックスの使用料については」、72頁25行目の「パソコン管理料」を「パソコン維持管理料」に各改める。

(2) 会派控室のパソコン回線使用料等についての判断の変更

ア 64頁14行目から65頁1行目までを次のとおり改める。

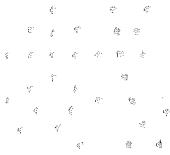
「本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記パソコン回線使用料については、調査研究活動のための使用と調査研究活動以外の目的での使用とを割合的に按分して政務調査費を支出すべきであり、かつ、当該按分割合を合理的に定めることができない場合といえ、支出額の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。

(c) したがって、補助参加人市民フォーラム仙台が会派控室のパソコン回線使用料について支出した広報広聴費は、支出額の2分の1の金額合計1万0548円(総番号163, 165, 169, 170, 172, 179, 185, 190, 193)が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。」

イ 67頁16行目から68頁8行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記CATV使用料については、調査研究活動のための使用と調査研究活動以外の目的での使用とを割合的に按分して政務調査費を支出すべきであり、かつ、当該按分割合を合理的に定めることができない場合といえ、支出額の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない。

したがって、補助参加人市民フォーラム仙台が会派控室のCATV使用料について支出した広報広聴費は、支出額の2分の1の金額合計8449円(総番号166, 171, 174, 180, 186, 191, 194)が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当た



る。」

(3) 補助参加人市民フォーラム仙台の補足主張についての判断

ア 資料作成費、広報広聴費の小野寺健議員分及び補助参加人市民フォーラム仙台分・会派ホームページ維持管理費用

広報広聴活動をしている会派や議員が議会活動をする上でいかなる考え方や政策を有しているか、議員がいかなる経歴を有しているかは、市民が会派や議員の政策に共鳴するか否か、会派や議員に対して意見を述べるか否かを検討するに当たって重要な情報であり、実効的な広報広聴活動をする上で有益かつ必要なものであること、また、議会での質問及び予定の記載は、議会活動の広報に当たることは、補助参加人市民フォーラム仙台が主張するとおりである。

しかしながら、市政活動報告（丙B13の5）において、小野寺健議員の考え方として市政に関する現状や課題の認識、政策や基本的立場を明らかにした部分や同議員のプロフィールを掲載した部分、及び会派ホームページ（甲B13の1）において、会派所属の議員を写真と共に紹介した部分は、上記以外にも、議員の知名度を上げ、市民の支持を獲得するという、選挙に向けた議員個人の政治活動としての側面を同時に有していることができる。また、会派ホームページにおいて、民主党や民主党宮城県連のホームページへのリンクが貼られている部分は、政党活動としての側面を有していることができる。

したがって、市政活動報告及び会派ホームページの全体について、調査研究活動以外の目的が併存するものとして支出額の按分を求めた原判決の判断は相当であるから、補助参加人市民フォーラム仙台の主張は採用できない。

イ 資料作成費、広報広聴費の補助参加人市民フォーラム仙台分・会派控室の電話及びファックス使用料並びに事務費の同補助参加人分・パソコン維持管理料及び電話使用料

原判決（15～17頁）認定説示のとおり、各会派の申合せの存在や会派控室の使用方法についての各証人の証言の内容を踏まえても、各会派の会派控室における

◎ ◎ ◎
◎ ◎ ◎
◎ ◎ ◎
◎ ◎ ◎
◎ ◎ ◎
◎ ◎ ◎

活動の全部が調査研究活動に該当するとまでは認められず、控訴人らは、会派控室における活動に係る個々の経費について、支出に伴い実施された調査研究活動の状況等を具体的に主張して適切に反証することが求められるというべきである。

このことを前提として、幅広い目的に向けて利用されるという一般的な性質を有する電話、ファックス及びパソコンが会派控室に設置されていることから、会派控室の電話、ファックス及びパソコンが調査研究活動以外の活動にも利用されていることを推認させる一般的、外形象的な事実があると認定し、会派控室の使用方法についての申合せ（丙B13の10）の存在や会派控室の使用実態についての証人日下富士夫の証言の内容が反証として不十分であるとした原判決の判断は相当であるから、補助参加人市民フォーラム仙台の主張は採用できない。

10 補助参加人公明党仙台市議団の支出について

(1) 要旨

後記のとおり判断を変更するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2(5)に説示するとおりである。ただし、124頁14、15行目及び149頁17、18行目の各「タクシーの利用を相当とする事情の存在する場合に限られると解される。」を「タクシーの利用を相当とする事情が存在する場合に限られ、かつ、タクシーを利用した場合の全部について当然にそのような事情が存在するわけではなく、少なくともその一部についてはそのような事情が存在しないことがあると事實上推認される。」、127頁11行目の「丙B15の5、15の6」を「丙B15の6、15の7」、21行目の「職員雇用費交付」を「職員雇用費交付規則」、132頁22行目の「被告補助参加人公明党」を「小田島久美子議員」、143頁2行目の「アルバイト料全体」を「ホームページの編集管理代及び広報誌のポスティング代の全体」、146頁17行目の「平成24年2月」を「平成24年3月」に各改める。

(2) 小田島久美子議員のホームページ更新料についての判断の変更

134頁1行目から24行目までを次のとおり改める。

「(c) 本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及

び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、小田島久美子議員のホームページは、仙台市議会における話題事項や仙台市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページのホーム画面には同議員の写真と共に同議員の所信表明を内容とする挨拶文が掲載されており、当該ホームページを閲覧する者が最初にこの画面を目にするほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言い難く、むしろ、小田島久美子議員自身について広く世間にアピールするための掲載内容といえる。そして、こうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの更新に要した費用は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

(d) したがって、補助参加人公明党仙台市議団が小田島久美子議員のために支出した広報広聴費のうちホームページ更新料に相当する部分は、支出額の2分の1の金額合計2万1000円（総番号595, 596）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(3) 小野寺利裕議員のホームページ維持管理費用についての判断の変更

135頁13行目から136頁5行目までを次のとおり改める。

「c 本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、小野寺利裕議員のホームページは、仙台市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページのホーム画面には同議員の写真と共に同議員の所信表明を内容とする挨拶文が掲載されており、当該ホームページを閲覧する者が最初にこの画面を目にするほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言い難く、むしろ、小野寺利裕議員自身について広く世間

にアピールするための掲載内容といえる。そして、そうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの維持管理に要した費用は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

d したがって、補助参加人公明党仙台市議団が小野寺利裕議員のために支出した広報広聴費（ホームページ維持管理費用）は、支出額の2分の1の金額合計7万3500円（総番号597ないし603）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(4) 鎌田城行議員のホームページ更新料についての判断の変更

136頁20行目から137頁12行目までを次のとおり改める。

「c 本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、鎌田城行議員のホームページは、仙台市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページのホーム画面には同議員の所信表明を内容とする挨拶文が掲載されており、当該ホームページを閲覧する者が最初にこの画面を目にするほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言い難く、むしろ、鎌田城行議員自身について広く世間にアピールするための掲載内容といえる。そして、そうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの更新に要した費用は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

d したがって、補助参加人公明党仙台市議団が鎌田城行議員のために支出した広報広聴費（ホームページ更新料）は、支出額の2分の1の金額合計7万円（総番号604ないし610）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(5) 菊地昭一議員のホームページ更新、管理料についての判断の変更

141頁1行目から19行目までを次のとおり改める。

「(c) 本件使途基準は、広報広聴費を「議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、菊地昭一議員のホームページは、仙台市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページの「ごあいさつ」画面には同議員の所信表明を内容とする挨拶文と共に街頭演説する様子を写した写真が掲載されているほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言い難く、むしろ、菊地昭一議員自身について広く世間にアピールするための掲載内容といえる。そして、こうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの更新、管理に要した費用は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

(d) したがって、補助参加人公明党仙台市議団が菊地昭一議員のために支出した広報広聴費（ホームページの更新、管理料）は、支出額の2分の1の金額合計7万円（総番号613, 616, 617, 620, 624, 626, 628）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(6) 佐藤和子議員のホームページ更新料についての判断の変更

144頁11行目から26行目までを次のとおり改める。

「したがって、佐藤和子議員のホームページの作成及び更新に要した費用は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

c 以上によれば、補助参加人公明党仙台市議団が佐藤和子議員のために支出した広報広聴費は、支出額の2分の1の金額合計9万4500円（総番号634ない

し636)が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(7) 事務費の定額分についての判断の変更

151頁23, 24行目の「、プリンターリース代」から152頁2行目の「毎月定額の支払をしていたこと」までを削除し、152頁23行目から153頁12行目までを次のとおり改める。

「c したがって、補助参加人公明党仙台市議団が会派全体のために支出した事務費は、支出額の2分の1の金額合計69万6105円(総番号667ないし704)が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党仙台市議団の不当利得に当たる。」

11 補助参加人社民党仙台市議団の支出について

(1) 要旨

後記のとおり判断を変更するほかは、原判決が事実及び理由の第3の2¹⁶に説示するとおりである。ただし、156頁10行目の「大槻正敏議員」を「大槻正俊議員」、157頁4, 5行目の「タクシーの利用を相当とする事情の存在する場合に限られると解される。」を「タクシーの利用を相当とする事情が存在する場合に限られ、かつ、タクシーを利用した場合の全部について当然にそのような事情が存在するわけではなく、少なくともその一部についてはそのような事情が存在しないことがあると事實上推認される。」、158頁13行目の「資料制作費」を「資料作成費」、163頁8行目の「雇用解約」を「雇用契約」、168頁13行目、170頁1行目及び172頁15行目の各「従事した調査研究活動自体に」を「従事した業務自体に」、175頁11行目の「広報紙」を「広報誌」に各改める。

(2) 大槻正俊議員のホームページ管理費用についての判断の変更

159頁10行目から20行目までを次のとおり改める。

「 したがって、大槻正俊議員のホームページの管理に要した費用は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に

当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

(ウ) 以上によれば、補助参加人社民党仙台市議団が大槻正俊議員のために支出した資料作成費は、支出額の2分の1の金額合計7000円（総番号744ないし750）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(3) 事務所費についての判断の変更

ア 相沢和紀議員分

(ア) 176頁8行目から22行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務所費を「調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、相沢和紀議員の事務所の賃料その他の経費は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。」

(イ) 177頁6行目から13行目までを次のとおり改める。

「d 以上によれば、補助参加人社民党仙台市議団が相沢和紀議員のために支出した事務所費は、支出額の2分の1の金額合計21万8678円（総番号830ないし861）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党仙台市議団の不当利得に当たる。」

イ 石川健治議員分

(ア) 178頁11行目から24行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務所費を「調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、石川健治議員の事務所の家賃その他の経費は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。」

(イ) 179頁8行目から15行目までを次のとおり改める。

佐
藤
義
典
著
成
書
類
別
事
務
費
支
出
基
準

「d 以上によれば、補助参加人社民党仙台市議団が石川健治議員のために支出した事務所費は、支出額の2分の1の金額合計28万0379円（総番号862ないし888）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党仙台市議団の不当利得に当たる。」

ウ 小山勇朗議員分

(ア) 180頁9行目から22行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務所費を「調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、小山勇朗議員の事務所の家賃その他の経費は、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。」

(イ) 181頁14行目から20行目までを次のとおり改める。

「e 以上によれば、補助参加人社民党仙台市議団が小山勇朗議員のために支出した事務所費は、支出額の2分の1の金額合計19万9326円（総番号889ないし905）が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党仙台市議団の不当利得に当たる。」

(4) 事務費についての判断の変更

ア 会派控室分

182頁12行目から183頁9行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務費を「調査研究活動に要する事務経費」と定めるところ、上記認定事実によれば、補助参加人社民党仙台市議団が会派控室の利用に伴い支出した事務費については、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。」

シ したがって、補助参加人社民党仙台市議団が会派控室の利用に伴い支出した事務費は、支出額の2分の1の金額合計12万2807円（総番号906ないし9

34) が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民
党仙台市議団の不当利得に当たる。」

イ 石川健治議員分、小山勇朗議員分

184頁1行目から12行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務費を「調査研究活動に要する事務経費」と定めるところ、
上記認定事実によれば、補助参加人社民党仙台市議団が石川健治議員の複合機リース代
及び小山勇朗議員のコピー機リース代として支出した事務費については、支出
に調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない
場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

○ したがって、補助参加人社民党仙台市議団が石川健治議員の複合機リース代
及び小山勇朗議員のコピー機リース代として支出した事務費は、支出額の2分の1
の金額合計8万7832円（総番号935ないし948）が本件使途基準に合致し
ない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党仙台市議団の不当利得に当た
る。」

ウ 相沢和紀議員分

185頁8行目から18行目までを次のとおり改める。

「本件使途基準は、事務費を「調査研究活動に要する事務経費」と定めるところ、
上記認定事実によれば、補助参加人社民党仙台市議団が相沢和紀議員のテレビ放送
受信料として支出した事務費については、支出に調査研究活動以外の目的が併存し、
按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2
分の1が違法であると認められる。

○ したがって、補助参加人社民党仙台市議団が相沢和紀議員のために支出した
事務費は、支出額の2分の1の金額3825円（総番号949）が本件使途基準に
合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党仙台市議団の不当利得
に当たる。」

12 補助参加人みんなの仙台の支出について

原判決が事実及び理由の第3の2(1)に説示するとおりである。ただし、191頁8行目の「平成23年12月28日ないし翌29日に出張旅費として」を「平成23年12月28日ないし翌29日に出張をし、出張旅費として」、196頁17行目の「議院」を「議員」、199頁17、18行目の「タクシーの利用を相当とする事情の存在する場合に限られると解される。」を「タクシーの利用を相当とする事情が存在する場合に限られ、かつ、タクシーを利用した場合の全部について当然にそのような事情が存在するわけではなく、少なくともその一部についてはそのような事情が存在しないことがあると事實上推認される。」に各改める。

13 遅延損害金の支払請求を求める請求について

(1) 要旨

当裁判所も、原審同様、被控訴人の請求のうち、違法な政務調査費の支出額について遅延損害金又は遅延利息を付加して支払請求をするよう求める部分は理由がないものと判断する。

その理由は、後記(2)のとおり判断を補足するほかは、原判決が事実及び理由の第3の4に説示するとおりである。ただし、210頁15、16行目の「同月29日に」を「同月29日までに」、211頁2行目の「平成24年5月15日又は同月29日に遅滞に陥る」を「平成24年5月15日又は同月29日の経過により遅滞に陥る」、4、5行目の「各会派及び議員らに対し、訴訟告知書の送達とともに訴状写しが送達された日」を「控訴人に対して訴状が送達された日」、23行目の「適法であると争っていた」を「適法であると主張して争っていた」に各改める。

(2) 被控訴人の主張に対する判断の補足

被控訴人は、本件条例10条3項及び11条1項が政務調査費の残余金の返還期限を定めたものと解されることを前提に、各会派又は議員が政務調査費として支出した金員が本件使途基準に合致しない違法なものであるとして不当利得返還請求が認められる場合についても、上記不当利得返還義務も同じ期限が定められていると主張する。しかし、本件条例11条1項が残余金を「速やかに」返還しなければな

らないとのみ定めていることからすれば、これを具体的な返還期限の定めと解することはできない。したがって、被控訴人の上記主張は、前提を欠くものであって採用できない。

被控訴人は、平成14年改正前の地方自治法における住民訴訟の仕組みに基づいて住民が訴訟を提起した場合と同様に、訴状送達の日の翌日に議員の不当利得返還債務が遅滞に陥るとも主張する。しかし、平成14年改正前の住民訴訟においては議員が直接訴訟の被告になっていたのに対し、同改正後の住民訴訟においては議員は直接訴訟の被告になっていないから、改正前の訴訟と改正後の訴訟とを当然に同視することはできず、被控訴人の上記主張は採用できない。

被控訴人は、控訴人が補助参加人らに対して訴訟告知をした時点で補助参加人らに対して不当利得の返還を請求する意思があったと認められるから、訴訟告知をした日の翌日には会派又は議員の不当利得返還債務は遅滞に陥るとも主張する。しかし、訴訟告知をすることは地方自治法242条の2第7項により義務付けられているから、控訴人が訴訟告知をするかどうかを主体的に判断することはできないし、本件訴訟において、控訴人は、被控訴人の請求を争い、その棄却を求めているのであるから、訴訟告知の時点で補助参加人らに対して不当利得の返還を請求する意思があると理解することはできない。したがって、被控訴人の上記主張も採用できない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、補助参加人自由民主党・仙台、田村稔、補助参加人加藤和彦、同佐藤正昭、同野田譲、同菅原健、同菊地崇良、同復興仙台、同市民フォーラム仙台、同公明党仙台市議団、同社民党仙台市議団及び同みんなの仙台に対し、別紙2の「当審認容額」欄記載の各金員を支払うよう請求することを控訴人に求める限度で理由がある。

したがって、原審認容額より減額となる補助参加人佐藤正昭及び同菊地崇良の控訴は一部理由があり、原審認容額より減額とならない補助参加人野田譲、同復興仙

台及び同市民フォーラム仙台の控訴は理由がない。

被控訴人の附帯控訴は、原審認容額より増額となる補助参加人自由民主党・仙台、同復興仙台、同市民フォーラム仙台、同公明党仙台市議団及び同社民党仙台市議団に対して支払を請求するよう控訴人に求める部分については一部理由があるが、その他の会派又は議員に対して支払を請求するよう控訴人に求める部分については理由がない。

よって、主文1項のとおり原判決を変更し、主文2項のとおり補助参加人野田譲、同復興仙台及び同市民フォーラム仙台の控訴を棄却する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小林久起

裁判官 杉浦正典

裁判官 松川まゆみ

(別紙1)

当事者目録

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

控訴人兼附帯被控訴人 仙台市長 郡 和子

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 齊 藤 幸 治

同 須 藤 力

仙台市若林区

控訴人補助参加人 佐 藤 正 昭

仙台市泉区

控訴人補助参加人 野 田 謙

仙台市若林区

控訴人補助参加人 菊 地 崇 良

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人 復 興 仙 台

同代表者 鈴 木 勇 治

上記4名訴訟代理人弁護士 北 爪 賀 章

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人 市民フォーラム仙台

同代表者 岡 本 あ き 子

同訴訟代理人弁護士 官 澤 里 美

同 小 向 俊 和

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人 自由民主党・仙台

同代表者 齋 藤 範 夫

仙台市泉区
控訴人補助参加人 齋 藤 範 夫

仙台市青葉区
控訴人補助参加人 加 藤 和 彦

仙台市宮城野区
控訴人補助参加人 伊 藤 新 治 郎

仙台市宮城野区
控訴人補助参加人 赤 間 次 彦

仙台市若林区
控訴人補助参加人 菅 原 健

仙台市青葉区
控訴人補助参加人 や し ろ 美 香

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内
控訴人補助参加人 公 明 党 仙 台 市 議 団
同代表者 菊 地 昭 一

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内
控訴人補助参加人 自 由 民 主 党
同代表者 大 泉 鐵 之 助
上記9名訴訟代理人弁護士 北 爪 賀 章

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内
控訴人補助参加人 社 民 党 仙 台 市 議 团
同代表者 達 隆 一
同訴訟代理人弁護士 齋 藤 瞳 男
同 阿 部 弘 樹
同 大 友 健 治
同 山 田 大 仁

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

みんなの仙台

同代表者

柳橋邦彦

同訴訟代理人弁護士

佐藤裕人

仙台市青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル4階

被控訴人兼附帯控訴人

仙台市民オンブズマン

(以下「被控訴人」という。)

同代表者

原田憲

同訴訟代理人弁護士

十河弘

同

渡部雄介

同

石上雄介

同

宮腰英洋

同

原田憲太

同

畠山裕輔

同

前田大介

同

宇部雄介

以上

(別紙2)

請求・認容額一覧表

会派又は議員の名称	請 求 額	原審認容額	当審認容額
自由民主党・仙台	61万9757円	12万7127円	14万1667円
田村稔	73万7711円	73万2585円	73万2585円
齋藤範夫	6292円		
加藤和彥	3万5000円	3万5000円	3万5000円
鈴木繁雄	6万3718円		
伊藤新治郎	9966円		
赤間次彦	3万5028円		
佐藤正昭	52万9560円	17万3665円	14万2205円
野田譲	41万7375円	41万7375円	41万7375円
菅原健	3万4106円	3万4106円	3万4106円
やしろ美香	1万3398円		
菊地崇良	41万0758円	41万0758円	38万4605円
復興仙台	520万1986円	163万8436円	190万8256円
市民フォーラム仙台	295万5097円	84万1579円	86万0576円
公明党仙台市議団	228万8792円	61万9096円	116万0735円
社民党仙台市議団	248万6746円	80万4284円	154万8080円
みんなの仙台	184万2157円	39万3375円	39万3375円
自由民主党	36万5000円		
合 計	1805万2447円	622万7386円	775万8565円

(別紙3)

補助参加費用負担一覧

- 1 補助参加人加藤和彦、同野田譲、同菅原健の補助参加によって生じた費用は、それぞれ上記各補助参加人の負担とする。
- 2 補助参加人齋藤範夫、同伊藤新治郎、同赤間次彦、同やしろ美香及び同自由民主党の補助参加によって生じた費用は、被控訴人の負担とする。
- 3 下記補助参加人の補助参加によって生じた費用は、下記割合を被控訴人の負担とし、その余を各補助参加人の負担とする。

(1) 補助参加人自由民主党・仙台、同佐藤正昭	4分の3
(2) 補助参加人菊地崇良	15分の1
(3) 補助参加人復興仙台	10分の6
(4) 補助参加人市民フォーラム仙台	10分の7
(5) 補助参加人公明党仙台市議団	2分の1
(6) 補助参加人社民党仙台市議団	5分の2
(7) 補助参加人みんなの仙台	5分の4
以上	

当審における当事者等の補足主張

1 補助参加人佐藤正昭の補足主張

(1) 平成23年10月25, 26日の東京出張について

ア 補助参加人佐藤正昭が面会した相手である藤井が所属するブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社は、ブラックストーン・グループの日本法人であり、同グループの関連会社であるブラックストーン・キャピタル・パートナーズIVの傘下に、水族館運営会社であるマーリン・エンターテイメントがある。

補助参加人佐藤正昭は、震災後の被災地における商業施設（特に水族館）誘致に向けた流れの中で、マーリン・エンターテイメントによる仙台市への進出可能性を見極めるため、藤井との会合を（このときを含めて）数回行ったものであり、その際、紹介者であり通訳を務めたのが、株式会社R F パートナーズの檜山であった。

商業施設の誘致は観光政策の一環であり、仙台市政との合理的関連性がある。

イ 松本龍議員との会談については、補助参加人佐藤正昭は、同議員が内閣府特命担当大臣（防災担当）の職にあった時期に名刺交換をしたことがあり、会談当時の同議員の肩書は大臣ではなかったものの、当該名刺を監査委員に対して提出したものである。

(2) 平成23年11月5, 6日の倉敷出張について

ア 倉敷市では、東北楽天イーグルスの秋季キャンプ誘致に向けた取組が行われ、平成23年11月に実現した経緯がある。地元球団の他都市での秋季キャンプによるスポーツ振興や経済効果の調査は、仙台市がプロスポーツチームや海外のスポーツ選手を誘致する際に参考となるものであり、仙台市政との合理的関連性がある。

イ 補助参加人佐藤正昭は、原審において、上記出張の日には開業前であった三井アウトレットパーク倉敷を視察したかのような証言をしたが、証人尋問当時から5年前の視察調査のことでもあり、記憶が混乱していたことは否めない。しかし、

訪問の事実がなければ、チボリ公園に関する歴史や再開発等についてのレクチャーを受けたという証言が出てくるとは考えにくい。

(3) 平成23年11月14日及び12月20日の各東京出張について

藤井らとの会合の目的は前記(1)アのとおりであるから、調査研究活動との合理的関連性がある。

(4) タクシ一代について

本件手引書にはタクシーの利用を制限する規定はないから、原判決のようにタクシーの利用を「調査までの時間的余裕の有無や調査先の地理的状況に鑑み他に適切な交通手段が存在しないなど、タクシーの利用を相当とする事情の存在する場合」に限定するのは、議員の予見可能性に反する行き過ぎた解釈である。

2 補助参加人野田譲の補足主張

補助参加人野田譲の広報誌において、紙面全体の面積に対して同人の写真及び似顔絵は7%程度、同人のプロフィールは3%程度を占めるに過ぎないし、挨拶文も市政との関連性が認められる内容であるから、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということはできない。

また、仮に調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということができるとしても、紙面全体に占める補助参加人野田譲の写真、似顔絵及びプロフィールの割合は1割程度であるから、補助参加人野田譲の広報誌に係る支出額の1割を限度として、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認定されるべきである。

3 補助参加人菊地崇良の補足主張

(1) 広報広聴費について

補助参加人菊地崇良の広報誌において、紙面全体の面積に対して被控訴人が調査研究活動との合理的関連性がないと主張する部分（表題、写真、挨拶文、プロフィール）が占める割合は2割程度に過ぎない。また、①表題は当該広報誌が議員の市政活動報告であることを示すものに過ぎず、②写真は当該広報誌の発行主体を明ら

かにする上で必要なものもある。③市民からの意見の聴取等を前提とする政務調査活動においては、挨拶文程度は許容されるべきであるし、④プロフィール（当該議員がいかなる役職にあり、いかなる団体に属しているかの情報）は、市民が当該議員に市政に関する意見を述べるかどうかを検討する上での指標となるものである。

したがって、補助参加人菊地崇良の広報誌は、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということはできない。

また、仮に調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということができるとしても、紙面全体に占める補助参加人菊地崇良の写真、挨拶文及びプロフィールの割合は2割程度であり、かつ、これらは調査研究活動とも関連することから、補助参加人菊地崇良の広報誌に係る支出額の2割を更に2分の1に按分した1割を限度として、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認定されるべきである。

(2) 事務費について

補助参加人菊地崇良は、個人事務所の固定電話2回線、携帯電話3回線を契約しており、目的に応じて電話回線を使い分けている。同人が事務費として支出した固定電話及び携帯電話の料金は、いずれも調査研究活動専用の電話回線の使用に係るものである。

また、仮に上記支出額の一部について調査研究活動との合理的関連性を欠くとしても、電話料金のうち従量部分を按分した上で定額部分を加えた額を限度として、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認定されるべきである。

4 補助参加人復興仙台の補足主張

(1) 旅費規程に基づく出張（総番号235）について

高橋次男議員が北九州市への出張で訪れた現代美術センターCCA北九州は、その設立以来、現代美術、芸術、建築設計を含めた若手育成に力を入れてきた実績があり、また、毎年、サウンド・アーティストを招いてワークショップを行っている。

美術と音楽とは、文化振興という大局的な観点からは分野が異なるとまでは言えず、かつ、美術館を運営する現代美術センター CCA 北九州が国際的な音楽に関する企画を行っている点においても、調査研究の目的とすることは大いに参考になるものであるから、現代美術センター CCA 北九州の視察調査は、市政との関係において合理的な関連性がある。

(2) 会議費について

確かに、佐々木両道議員の勉強会は、その案内文を見ると、同議員と「都市政経研究会」の共催と見ることもできるが、会議開催時間のうち 4 分の 3 は市政報告、県政報告及び勉強会（テーマは震災復興に関する内容である。）に充てられており、少なくともその限度では市政との合理的な関連性が認められるから、支出額の全額を本件使途基準に合致しない違法な支出であるということはできない。

(3) 資料作成費について

ア 補助参加人復興仙台分・会派広報誌代

会派広報誌中、議員の顔写真は、当該広報誌の作成主体である会派の構成員が誰であるのかを明らかにする必要があるとの観点から掲載したものである。また、会派の挨拶文は、会派としての活動内容を端的に市民に報告したものとしてその実質が「議会活動及び市の施策等」に該当するか、津波被害からの復興施策等の政策課題を提言するものとしてその実質が「市政や施策等に対する市民の要望、意見等を聴取するための情報収集に係る活動」に該当する。さらに、会派又は議員の活動を写真付きで紹介した箇所は、会派又は議員の取組を広く市民に説明するものとして「会派及び議員の調査研究活動…等について、市民へ広報する」ものに該当する。

したがって、会派広報誌の記載内容は、いずれも調査研究活動との合理的な関連性がある。

また、仮に会派そのものや各議員個人について宣伝する目的が併存しているということができるとしても、紙面全体に占める写真の割合は 1 割程度であることから、補助参加人復興仙台の広報誌に係る支出額の 1 割を限度として、本件使途基準に合

致しない違法な支出であると認定されるべきである。

イ 橋本啓一議員分

広報広聴活動の目的は、市政に関する情報を市民へ伝え、議員に対して市民の意見を寄せていただいて市政に反映させることであり、そのためには市政に関して市民に関心を持っていただくことが最重要である。橋本啓一議員の広報誌は、伝えるべき市政に関する情報とのバランスを失しない範囲において、写真やイラストを取り込んでいるに過ぎない。また、議員の経歴や活動を写した写真は、当該議員が市政に関してどのような関心を持って活動しているのかを知る端緒となるものであり、市民にとって、当該議員に対して意見を述べるか否かを検討するに当たって指標となるものである。

したがって、橋本啓一議員の広報誌の記載内容は、いずれも調査研究活動との合理的関連性がある。

また、仮に橋本啓一議員個人を宣伝する目的が併存しているということができるとしても、紙面全体に占める同議員の顔写真及び活動を写した写真の割合は1割程度であることから、橋本啓一議員の広報誌に係る支出額の1割を限度として、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定されるべきである。

(4) 広報広聴費について

ア 鈴木勇治議員分（総番号330ないし337）

鈴木勇治議員の個人事務所には3台のパソコンが存在するものであり、同議員は調査研究活動用とそれ以外を分けていたから、補助参加人復興仙台が広報広聴費として支出した鈴木勇治議員の個人事務所の通信費は、調査研究活動との合理的関連性がある。

また、仮に上記支出額の一部について調査研究活動との合理的関連性を欠くとしても、通信費のうちプロバイダ契約料については定額料金制となっているから、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならないものであって、補助参加人復興仙台がプロバイダ契約料を不正に利得したということはできない。

イ 高橋次男議員分

高橋次男議員の広報誌は正確には全部で4頁あり、紙面全体に占める同議員の顔写真の割合は1割程度であることから、市政に関する情報に乏しいものに多くのスペースを割いているということはできない。

また、仮に高橋次男議員の広報誌に調査研究活動以外の目的が併存するということができるとしても、紙面全体に占める同議員の顔写真の割合は1割程度であることから、同議員の広報誌に係る支出額の1割を限度として、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認定されるべきである。

ウ 橋本啓一議員分

橋本啓一議員のインターネット維持管理に要した経費は、モバイル通信用の機器に係るものであり、同議員は当該機器を調査研究活動に常時携行して使用していた。当該機器のサイズが調査研究活動に係る報告書等の作成や文書保存には小さすぎて不向きであることから、橋本啓一議員は、視察先において簡単な関連情報の収集や検索、備忘のためのメモを取る目的のみに限定して使用していたので、当該経費の支出額の一部について調査研究活動との合理的関連性を欠くとはいえない。

また、仮に上記支出額の一部について調査研究活動との合理的関連性を欠くとしても、インターネット維持管理費用のうち基本料金部分（月額2165円）は定額料金制となっているから、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならないものであって、上記部分については、補助参加人復興仙台がプロバイダ契約料を不当に利得したということはできない。

(5) 会派で雇用する常勤職員の人事費について

議会事務局との連絡調整は、会派及び議員が行う市政に関する調査研究活動について議員を補助して連絡調整を行うものであり、1回当たりの所要時間はせいぜい10分程度である。また、会派控室内の整理整頓については、会派控室内に政務調査に関わるファイルや備品が多数あることから、その適切な管理は調査研究活動に関連するものである。さらに、会派控室の清掃は、1日当たりせいぜい10分程度

に過ぎず、勤務時間全体から見ればほとんど無視できる程度の割合である。

したがって、補助参加人復興仙台が会派控室において雇用する職員のうち給与全額が政務調査費で賄われているものに係る人件費について、支出に調査研究活動以外の目的が併存するということはできない。

また、仮に上記人件費の支出に調査研究活動以外の目的が併存するということができるとしても、議会事務局との連絡調整や会派控室内の整理整頓及び清掃に関する業務割合は1割程度であることから、上記人件費の支出額の1割を限度として、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認定されるべきである。

(6) 事務所費の橋本啓一議員分について

橋本啓一議員は、その個人事務所に政務調査に係る書類以外の書類等を保管していることから、その割合を考慮して、事務所に係る費用の3分の2を政務調査費として計上したものであり、政務調査費としての支出に問題はない。

また、仮に上記事務所費の支出に調査研究活動以外の目的が併存するということができるとしても、電話、電気、ガス、水道料金については、それぞれ定額料金（基本料金）が含まれており、コピー機の年払リース料も定額であるから、これらについては目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならないものであつて、これらについて、補助参加人復興仙台が不当に利得したということはできない。

(7) 事務費について

ア 補助参加人復興仙台分

会派控室において使用するゴム印は政務調査費収支報告書等関連書類に使用するものであり、キャビネットは調査研究活動により収集した資料等を保管するために使用しているものであるから、調査研究活動との合理的関連性がある。

また、会派控室において使用される事務用品等について、「性質上調査研究活動に限られず幅広い目的に向けられたものである」ことを厳格に当てはめると、本件使途基準が「事務用機器・事務用備品の購入及びリース料」を政務調査費から支出

することを認めている趣旨を損なうこととなるから、適当でない。

仮に上記事務費の支出に調査研究活動以外の目的が併存するということができるとしても、ケーブルテレビ契約料については定額料金制となっているから、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならないものであって、補助参加人復興仙台がケーブルテレビ契約料を不当に利得したということはできないし、無線ルーター、LANケーブル等のPC周辺機器は、会派控室においてパソコンを用いて調査研究活動を行う上で必要なものであり、目的外利用の有無にかかわらず購入しなければならないものであって、補助参加人復興仙台がPC周辺機器の購入代金を不当に利得したということはできない。

イ 岡部恒司議員分

電話料金については、一般に、外部からの架電については料金が発生しない仕組みであるから、議員に電話をかける市民の目的が調査研究活動と合理的関連性を有するかどうかは考慮すべきではないし、岡部恒司議員は、調査研究活動の目的に限定した専用回線として使用していたものであるから、上記電話料金の支出は調査研究活動と合理的関連性を有する。

ウ 鈴木勇治議員分

鈴木勇治議員の個人事務所で使用されるFAX回線使用料、インターネット回線使用料、コピー機保守契約料及びリソグラフィンク代の支出について、「性質上調査研究活動に限らず幅広い目的に向けられたものである」ことを厳格に当てはめると、本件使途基準が「事務用機器・事務用備品の購入及びリース料」を政務調査費から支出することを認めている趣旨を損なうこととなるから、適当でない。

仮に上記事務費の支出に調査研究活動以外の目的が併存するというができるとしても、インターネット回線使用料は定額料金制となっており、FAX回線使用料も基本料金等は定額となっている。また、コピー機保守契約料は年間保守契約に基づく料金であって、これも定額である。これらの支出は、目的外利用の有無にかかわらず一定額の支払をしなければならないものであるし、パソコン修理代は、鈴

木勇治議員の個人事務所においてパソコンを用いて調査研究活動を行う上で必要なものであり、目的外利用の有無にかかわらず支出しなければならないものであるから、補助参加人復興仙台がこれらの支出に係る費用を不当に利得したということはできない。

5 補助参加人市民フォーラム仙台の補足主張

(1) 資料作成費、広報広聴費の小野寺健議員分及び補助参加人市民フォーラム仙台分・会派ホームページ維持管理費用について

広報広聴活動は、市民の意思・意見等を聴取・把握し、市議会にそれを反映させるための前提となる活動であり、地方議会の活性化、審議能力の強化に資する政務調査活動である。また、インターネットやホームページの活用は、重要かつ効果的な広報広聴活動の手段である。

当該広報広聴活動をしている会派や議員が議会活動をする上でいかなる考え方や政策を有しているか、議員がいかなる経歴を有しているかは、市民が会派や議員の政策に共鳴するか否か、会派や議員に対して意見を述べるか否かを検討するに当たって重要な情報であり、実効的な広報広聴活動をする上で有益かつ必要なものである。また、議会での質問及び予定の記載は、議会活動の広報そのものである。

したがって、市政活動報告において小野寺健議員の考え方として市政に関する現状や課題の認識、政策や基本的立場を明らかにした部分や同議員のプロフィールを掲載した部分及び補助参加人市民フォーラム仙台の会派ホームページの維持管理も、調査研究活動と合理的な関連性を有する。

(2) 資料作成費、広報広聴費の補助参加人市民フォーラム仙台分・会派控室の電話及びファックス使用料並びに事務費の同補助参加人分・パソコン維持管理料及び電話使用料について

電話、ファックス及びパソコンが幅広い目的に向けて利用されるという一般的な性質のみから、会派控室の電話、ファックス及びパソコンが調査研究活動以外の活動にも利用されていることを推認させる一般的、外形的な事実があると認定して控訴

人らに反証を求めるのは、不当利得返還請求事件における立証責任の分配の原則に反する。

また、仮に上記一般的、外形的事実があるとしても、補助参加人市民フォーラム仙台が所属議員全員の合意により後援会活動、選挙活動、政党活動等に会派控室を使用することを禁止していること及び会派控室の使用実態についての証人日下富士夫の証言等の内容に照らせば、控訴人らは適切な反証をしたというべきである。

6 被控訴人の補足主張

(1) 旅費条例に基づく旅費の支出について

議員の調査研究活動に伴う旅費については、いわゆる定額方式での計上は許されず、実額方式によるべきである。その理由は、次のとおりである。

ア 上司等からの旅行命令により出張をする地方自治体職員とは異なり、政務調査費は、会派又は議員による自主的な調査研究活動に必要な経費の一部を支出できるものに過ぎないから、定額方式を採用すべき合理的な理由がない。また、議員の費用弁償の場面では、全国の都道府県で定額支給から実費支給に改められる傾向にある上、仙台市でも定額支給は廃止された。

イ 本件は平成23年9月分以降の政務調査費に関するものであるが、その直前である平成23年8月26日に本件手引書が改訂され、旅費の支出について、旅費条例に基づいて算定された額が上限に過ぎないことが確認されている。

ウ 本件条例10条2項は実額方式を原則とし、11条は政務調査費について会派又は議員に清算義務を課しているから、旅費条例に基づいて算定された額が実額を上回る場合にこれを支給することは、議員に対して法律又は条例に基づかない給与その他の給付を禁じた地方自治法204条の2の趣旨に反するし、本件条例10条2項にも違反する。また、旅費条例自体も、13条以下の諸規定によれば、全体として実費による精算を目指しているということができる。

エ 本件要綱7条1項が旅費の支出について上限を定めたこと自体には合理性が認められるが、補助参加人らの実際の運用は「常時上限方式」ともいるべきもので

あり、実額方式を原則とする本件条例10条2項の趣旨に反する。議会の政務調査費の清算方式が慣例的に定額方式であったとしても、それは本件条例10条2項の趣旨を歪曲する違法な方法であったに過ぎない。

オ 実額方式による場合、全ての移動手段に係る料金、宿泊費等について領収書等の写しを確認する事務作業が必要になるが、政務調査費の使途の透明性を確保するため、多少の事務処理手続の負担はやむを得ず、これを煩雑であるとか余計な経費がかかると評価すべきではない。実際、補助参加人ら以外の一部会派は、実額方式を採用している。

(2) 遅延損害金について

ア 本件条例10条3項は、会派の代表者が収支報告書を提出する期限を政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月15日までと定めている。そして、本件条例11条1項は、上記期限までに政務調査費の残余の額を確定させ、残余金を直ちに返還しなければならないとしてその返還期限を定めたものと解される。そして、同項に基づく残余金の返還も本件で問題としている政務調査費の返還も政務調査費としての支出が許される限度を超えた支出を返還することに変わりはないから、各会派又は議員が政務調査費として支出した金員が本件使途基準に合致しない違法なものであるとして不当利得返還請求が認められる場合には、上記不当利得返還義務は、期限の定め（翌年度の5月15日まで）のある債務とすべきである。

イ 平成14年改正前の地方自治法242条の2第1項4号は、住民が地方公共団体に代位して議員に対して不当利得の返還を請求することができることとしており、この場合、住民が地方公共団体に代位して訴訟を提起した時点で履行の請求があつたことになり、議員に対する訴状送達の日の翌日には、議員の不当利得返還債務は遅滞に陥ることとなる。

平成14年改正は、違法な行為を抑止するための適切な対応策を講じやすくすることを目的としたのであって、議員の不当利得返還債務に遅延損害金を付加させないことを目的としたものではないから、改正前と同様、訴状送達の日の翌日には議

員の不当利得返還債務は遅滞に陥ると解すべきである。

ウ 仮に訴状送達の日の翌日に議員の不当利得返還債務が遅滞に陥っていないとしても、控訴人は、補助参加人らに対して訴訟告知をした時点で、控訴人が敗訴した場合に参加的効力を及ぼすというだけではなく、補助参加人らに対して不当利得の返還を請求する意思があったと認められるから、訴訟告知をした日の翌日である平成25年6月13日には会派又は議員の不当利得返還債務は遅滞に陥ると解すべきである。

(3) 常勤職員の人事費について

職員雇用費交付規則における職員雇用費の制度は、政務調査費の制度が導入された平成12年の地方自治法改正の際にも改正されておらず、本件手引書にも、会派の常勤職員の人事費について職員雇用費と政務調査費との関係についての定めはない。仙台市議会において職員雇用費と政務調査費との関係が整理されたことを示す事実関係が存在しない以上、職員雇用費を調査研究活動の補助業務以外の業務に優先して充当する扱いをするべき根拠はない。

そうすると、会派の常勤職員の人事費について、調査研究活動の補助業務に係るものとそれ以外の業務に係るものとを明確に区分し難いときは、政務調査費の2分の1は調査研究活動の補助業務以外の業務に係る人事費にも充当されていると考えるべきである。

(4) 非常勤職員の人事費について

会派又は議員により雇用された職員は、一般的、外形的事実からは、調査研究活動の補助業務以外の業務にも従事するものと推認するのが相当であって、常勤職員と非常勤職員とを区別する理由はない。非常勤職員が議員自身で負担できない業務量が発生した際に必要に応じて雇用されるものであることは、上記「議員自身で負担できない業務」に調査研究活動以外の業務も含まれるはずであるから、上記推認について常勤職員と非常勤職員とを区別する理由にはならない。

(5) 定額払の事務費について

本件要綱及び本件手引書によれば、政務調査費に係る経費とそれ以外の経費とを明確に区分し難い場合は、従事割合や実態に即して按分した額を政務調査費の支出額とすることが求められているから、定額払の事務費についても、按分をしないで全額を政務調査費から支出することはできない。

以 上

正 本

別紙5

ZA第1号証



ZA第1号証, 第2号証
(紙面ZA1, ZA2と打正)

政務調査費取扱い手引書

平成20年4月 制定

平成23年8月26日改訂

平成23年8月28日施行

仙 台 市 議 会

はじめに

地方分権の推進に伴い地方の自主性、自立性の拡大が図られるなか、議事機関や監視機関としての機能を担っている議会においては、より一層、政策形成機能の充実強化や住民への説明責任を果たすことが大切になっております。

このようななか議会の諸機能の充実・強化やその役割と責務を遂行するための、議員活動を支えているのが、地方自治法や仙台市政務調査費の交付に関する条例等に基づき、その経費の一部として交付されている政務調査費制度であります。

一方、この政務調査費の使用にあたっては、会派や議員の独自性や自立性が尊重されることが基本であるが、その費用は市民の税金が財源となっており、一層の透明性の向上に努め、市民の理解を得ることが求められております。

この「政務調査費取扱い手引書」は、このような趣旨を踏まえ、全会派で構成する「政務調査費に関する条例等整備会議」において、時代に即応した政務調査費のあり方や使途の具体的な内容、手続き等について、判例や他都市の事例等を参考にして、検討を重ね、全議員の申し合わせとしてまとめ上げたものであります。

今後、この手引きを活用することにより、政務調査費の使用がより適正に行われるとともに、これまで以上に議会の諸機能の充実が図られ、仙台市の更なる発展に寄与されることを願うものであります。

平成 20 年 4 月
仙台市議会議長 赤間 次彦

政務調査費取扱い手引書の改訂にあたって

本市議会では、市民に対する説明責任を果たし、議会に対する市民の信頼を得るため、「議会改革」の一つとして政務調査費の一層の使途の透明性の向上を図ることとし、全ての領収書の收支報告書への添付の義務化及び領収書等の閲覧制度の新設を決定しました。

また、使途についての議員の責任の明確化を図るため、交付対象を会派及び議員の選択性とし、使途基準等の更なる明確化を図るため「政務調査費取扱い手引書」の見直しを行いました。

今後、この手引書を判定基準とし、政務調査費の執行がより適正に行われるとともに、より一層充実した政務調査活動を実施していただき、仙台市政の更なる発展に寄与されますことを心より願うものであります。

平成 23 年 8 月
仙台市議会議長 野田 譲

目 次

第1章 政務調査費の概要

1 政務調査費とは	1
2 政務調査費交付の根拠となる法律、条例等	1
3 交付の概要	1

第2章 政務調査費に係る諸手続き

1 交付申請の手続き	2
2 交付請求の手続き	3
3 収支報告等の手続き	4
4 議長検査の実施	5
5 収支報告書等の閲覧	5

第3章 使途基準の運用指針

1 政務調査費支出の原則	7
2 政務調査費執行の原則	8
3 実費弁償の原則	8
4 按分による支出の指針	8
5 旅費の取扱い	9
6 年度主義の原則	9
7 項目別の政務調査費支出	
調査研究費	10
研修費	13
会議費	14
資料作成費	15
資料購入費	16

広報広聴費	17
人件費	18
事務所費	19
事務費	20
その他の経費	21
8 対象外の経費	22

第4章 支出手続きの概要

1 基本手続き	23
2 月ごとの整理事務	23
3 領収書等の証拠書類の整理	23
4 関係書類の整理保管	24

<関係資料>

1 領収書等貼付用紙	27
2 政務調査費支払証明書（会派用）	28
3 政務調査費支払証明書（交付対象議員用）	29
4 自動車運行記録簿	30
5 交通機関利用記録簿	31
6 出張記録簿	32

<条例・規則・要綱>

1 仙台市政務調査費の交付に関する条例	35
2 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則	43
3 仙台市政務調査費の交付に関する要綱	56
4 仙台市政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱	65

《記入例》 別冊

第1章 政務調査費の概要

1. 政務調査費とは

政務調査費とは、『地方自治法第100条第14項及び第15項』の規定により制定された『仙台市議会政務調査費の交付に関する条例』に基づき、議会における会派及び議員に対し、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。(条例第1条)

2. 政務調査費交付の根拠となる法律、条例等

政務調査費交付の根拠となる法律、条例等は下表のとおりです。

① 法律	地方自治法 第100条第14項及び第15項 第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 第15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
② 条例	仙台市政務調査費の交付に関する条例 (P35)
③ 規則	仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則 (P43)
④ 要綱	仙台市政務調査費の交付に関する要綱 (P56) 仙台市政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱 (P65)

3. 交付の概要

交付の対象、交付方法、交付額については、下表のとおりです。

① 対象 (条例第2条)	会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び交付対象議員
② 交付方法 (条例第3条第1項)	次の区分により、四半期ごとに交付します。 第1期分 (4月分から 6月分まで) 第2期分 (7月分から 9月分まで) 第3期分 (10月分から 12月分まで) 第4期分 (1月分から 3月分まで)
③ 交付額 (条例第3条第2項・第3項)	会派に対する交付は、月額35万円の範囲内で会派が定める額 × 各四半期の初日における会派の所属議員数 × 各四半期に属する月数 交付対象議員に対する交付は、月額35万円から会派交付額を減じた額 × 各四半期に属する月数

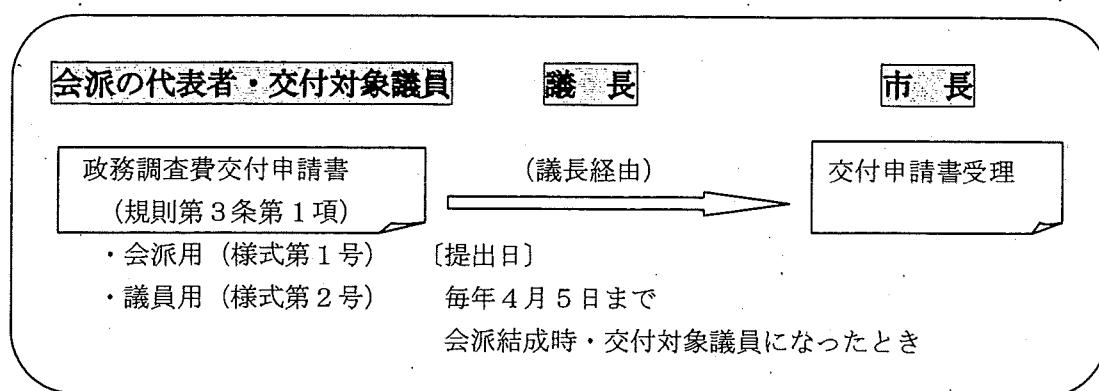
第2章 政務調査費に係る諸手続き

1. 交付申請の手続き

(1) 交付申請書の提出

○会派の代表者及び交付対象議員は、毎年4月5日までに政務調査費の交付申請書を議長経由で市長に提出します。(条例第6条第1項)

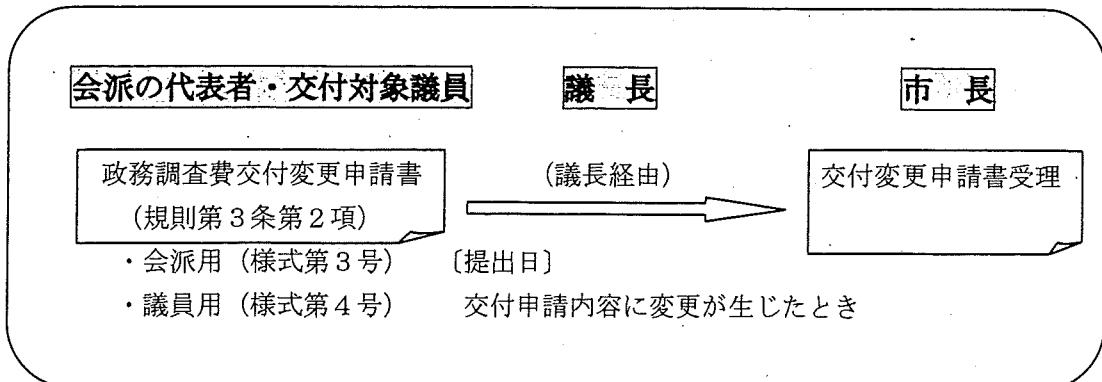
○年度の途中で新たに会派を結成した会派の代表者、新たに交付対象議員となった議員は速やかに交付申請書を提出します。(条例第6条第2項)



※改選期においては、「4月分から8月分」と「9月以降分」の2回に分けて、交付申請書を提出することになります。

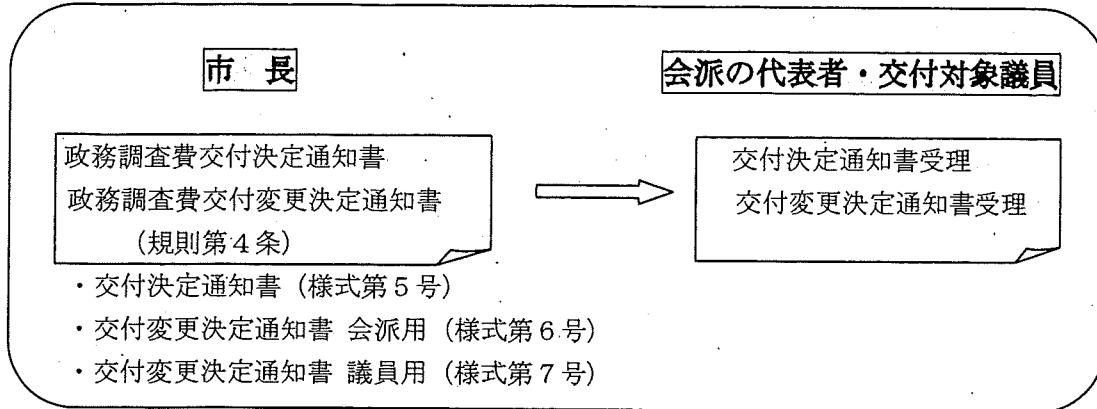
(2) 交付変更申請書の提出 (※必要に応じて提出)

○交付申請書の申請内容に変更が生じたときは、政務調査費交付変更申請書を議長経由で市長に提出します。(条例第6条第3項)



(3) 交付決定及び交付変更決定通知

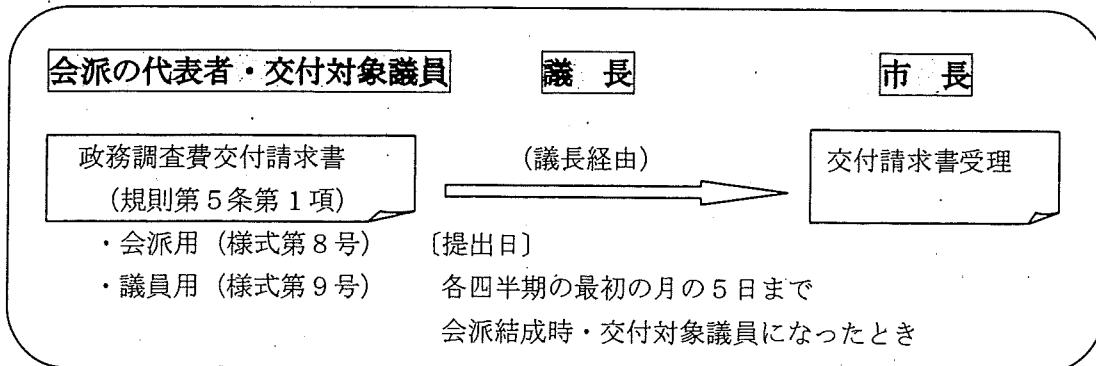
○市長は、会派の代表者及び交付対象議員から政務調査費の交付申請書または交付変更申請書の提出を受けた場合、交付する政務調査費の額を決定し、会派の代表者及び交付対象議員に通知します。(条例第8条)



2. 交付請求の手続き

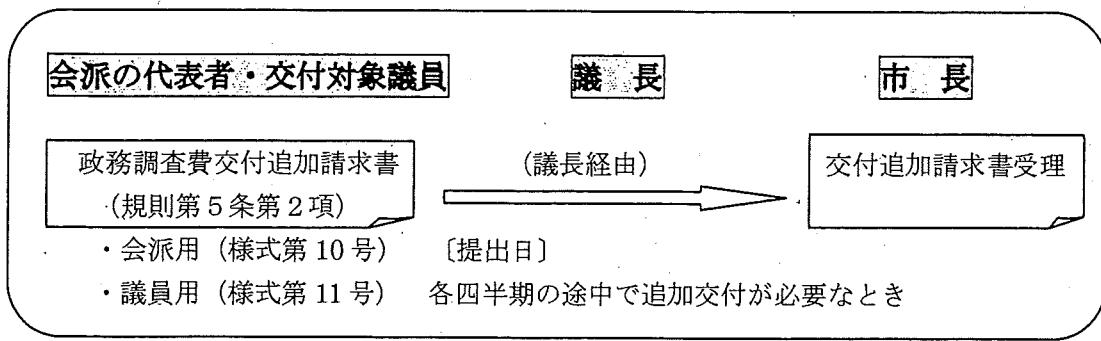
(1) 交付請求書の提出

- 会派の代表者及び交付対象議員は、市長から交付決定通知を受けたときには各四半期の最初の月の5日（その日が休日の時は、その日以降の最初の休日でない日）までに政務調査費の交付請求書を議長経由で市長に提出します。(条例第9条第1項)
○年度の途中で新たに会派を結成した会派の代表者及び新たに交付対象議員となった議員が交付決定通知を受けた場合、会派が結成された日及び交付対象議員となった日の属する四半期においては、会派が結成された日及び交付対象となった日の翌月（基準日であるときは、当月）以降分の政務調査費の交付請求書を速やかに提出します。(条例第9条第2項)



(2) 交付追加請求書の提出 (※必要に応じて提出)

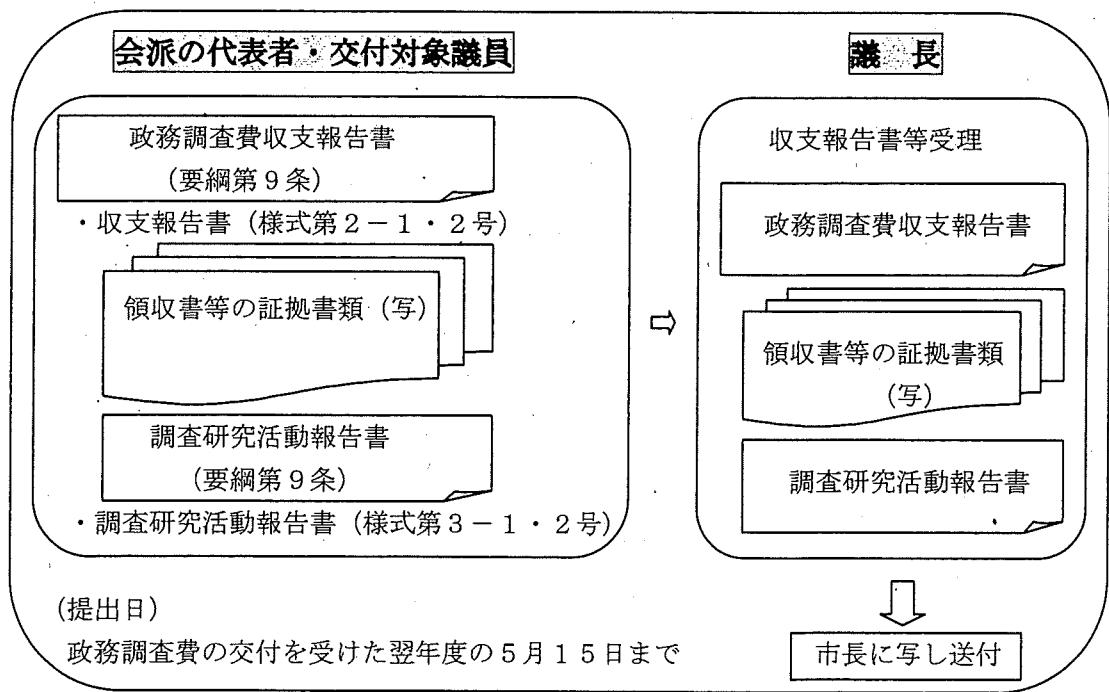
- 交付変更申請書を提出した会派及び交付対象議員について、各四半期の途中において追加交付が必要となった場合は、速やかに交付追加請求書を議長経由で市長に提出します。(条例第9条第3項)



3. 収支報告等の手続き

（1）収支報告書等の提出

- 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた翌年度の5月15日までに、収支報告書に領収書等の写し及び調査研究活動報告書を添付し議長に提出します。（条例第10条第3項・第7項）
- 議長に提出された収支報告書等は、その写しが議長から市長に送付されます。（条例第10条第8項）



※会派が解散したときは、その年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書等を当該解散した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月）の末日までに提出します。任期満了等の場合も同様です。（条例第10条第5項）

※交付対象議員が任期満了や辞職等により議員の身分を失ったときは、その年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書等を当該日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月）の末日までに提出します。（条例第10条第6項）

(2) 政務調査費残余金の返還

○前年度に政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、当該政務調査費の総額から前年度の必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には、当該残余の額を速やかに市長に返還しなければなりません。(条例第11条第1項)

$$\text{返還額（残余金）} = \text{前年度交付額} - \text{前年度の必要経費として支出した額}$$

※会派が解散したときは、その年度に交付を受けた政務調査費の総額から、その年度の必要経費として支出した額を控除した残余の額を市長に速やかに返還しなければなりません。任期満了等の場合も同様です。(条例第11条第2項)

※交付対象議員が任期満了や辞職等により議員の身分を失ったときは、その年度に交付を受けた政務調査費の総額から、その年度の必要経費として支出した額を控除した残余の額を市長に速やかに返還しなければなりません。(条例第11条第3項)

(3) 収支報告書等の保管

○会派の代表者及び交付対象議員は、政務調査費の出納に係る帳簿書類、領収書等の原本を、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければなりません。(要綱第3条第4項)

4. 議長検査の実施

○議長は、収支報告書等の提出を受けたときは、その内容について検査を行います。(要綱第10条第1項)

5. 収支報告書等の閲覧

○収支報告書等の閲覧を希望する者は、議会事務局において所定の手続きを行い、閲覧することができます。(条例第12条第2項)

○収支報告書等の閲覧は、収支報告書等の提出期限日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日(その日が休日に当るときは、翌日以降の最初の休日でない日)からとなります。(閲覧要綱第2条)

第3章 使途基準の運用指針

政務調査費の支出は、条例、規則、要綱に基づき、適正に取り扱わなければなりません。

この章では、事項別に考え方の原則を示すとともに、各項目別にその運用について具体的に解説することで、より適正な執行を目指すものです。

1. 政務調査費支出の原則

会派及び議員は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出しなければなりません。

(条例第5条)

使途基準の項目、内容については、下表のとおりです。 (規則第2条)

項目	内 容	経 費 例
調査研究費	市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費	<input type="checkbox"/> 調査研究活動に係る旅費・交通費 <input type="checkbox"/> 自動車利用時の燃料代、駐車場代、自動車借上料 <input type="checkbox"/> 高速道路使用料 <input type="checkbox"/> タクシー代 <input type="checkbox"/> 大学や民間調査機関等への調査委託費 <input type="checkbox"/> その他の経費
研修費	研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・主催する場合 <input type="checkbox"/> 会場借上料、機材借上料 <input type="checkbox"/> 食事代（講師に提供する場合に限る。）、茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。） <input type="checkbox"/> 講師謝礼 <input type="checkbox"/> 研修会等の開催に要する事務的経費 <input type="checkbox"/> その他の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・参加する場合 <input type="checkbox"/> 研究会・シンポジウム等の参加するための会費・受講料・旅費・交通費 <input type="checkbox"/> 懇談会経費（研修会・シンポジウム等に引き続き行われるものに限る。） <input type="checkbox"/> その他の経費
会議費	各種会議に要する経費	<input type="checkbox"/> 会場借上料、機材借上料 <input type="checkbox"/> 会議に要する事務的経費 <input type="checkbox"/> 会議に伴う食事代（部外者に提供する場合に限る。）、茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。） <input type="checkbox"/> その他の経費
資料作成費	調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費	<input type="checkbox"/> 資料の印刷・製本代 <input type="checkbox"/> コピー代 <input type="checkbox"/> 翻訳料 <input type="checkbox"/> 原稿料 <input type="checkbox"/> 資料に使用する写真代 <input type="checkbox"/> その他の経費
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	<input type="checkbox"/> 書籍代 <input type="checkbox"/> 新聞（スポーツ紙を除く）、雑誌（娯楽誌を除く）等の購読料 <input type="checkbox"/> DVD、CD-ROM等の電子記録媒体の購入費 <input type="checkbox"/> その他の経費
広報広聴費	議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費	<input type="checkbox"/> 報告会等の開催に係る諸経費 <input type="checkbox"/> 市議会ニュース等の広報紙の発行経費 <input type="checkbox"/> 広報紙等の配布経費（折り込み代、ポスティング代、封筒、切手等） <input type="checkbox"/> 市民の意識調査等に係る経費 <input type="checkbox"/> 市政広聴会や意見交換会の開催に係る経費 <input type="checkbox"/> 市民からの要請に基づく広聴活動経費 <input type="checkbox"/> インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費 <input type="checkbox"/> 広報広聴に伴う茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。） <input type="checkbox"/> その他の経費
人件費	調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費	<input type="checkbox"/> 補助員等給料、アルバイト賃金 <input type="checkbox"/> 時間外勤務手当、通勤手当等各種手当 <input type="checkbox"/> 労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の雇用主負担分 <input type="checkbox"/> その他の経費
事務所費	調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費	<input type="checkbox"/> 事務所の賃借料（家賃） <input type="checkbox"/> 事務所の光熱水費 <input type="checkbox"/> 事務所の維持管理費（清掃委託費、警備委託費、修繕費等） <input type="checkbox"/> 事務所に附帯する駐車場の賃借料 <input type="checkbox"/> その他の経費
事務費	調査研究活動に要する事務経費	<input type="checkbox"/> 事務用品（筆記用具、ファイル類、用紙・封筒等）購入費 <input type="checkbox"/> 事務用機器・事務用備品（コピー機等）の購入費及びリース料 <input type="checkbox"/> OA機器（パソコン、プリンター、OA関連用品）の購入費及びリース料 <input type="checkbox"/> 事務連絡等に係る通信・運搬料（電話料金、切手、ハガキ代） <input type="checkbox"/> その他の経費
その他の経費	前各号に揚げるもののほか、調査研究活動に要する経費	

2. 政務調査費執行の原則

政務調査費の執行は、次に掲げる事項に留意のうえ、会派及び議員の各々の責任において、適正に取扱います。

(1) 調査研究の目的が市政に関するものであること。

政務調査費は、市政に関する調査研究活動（以下「政務調査活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、会派及び交付対象議員に交付されるものです。

(2) 政務調査活動に合理性と必要性があること。

調査研究の目的を十分に踏まえ、活動の内容に合理性と必要性が求められます。

(3) 政務調査活動に要した金額や経費負担のあり方に妥当性があること。

支出金額が、社会通念上、相当と認められる範囲内であることが必要です。

(4) 政務調査費の執行について、適正な手続きがなされていること。

政務調査費の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、透明性を確保できるよう適正な手続きが必要です。

(5) 支出について説明ができるよう書類等が整備されていること。

議長は、提出された収支報告書等の内容を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び交付対象議員に対し、証拠書類等の資料の提出を求めるすることができます。

3. 実費弁償の原則

調査研究活動に要した費用は、実費が原則です。

4. 按分による支出の指針

会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも、政党活動、後援会活動等と多面的であり、これらの活動を必ずしも明確に区分できるとは限りません。

その場合には、実態に合った（政務調査活動に要した部分の時間割合など、実績や実情を考慮した）按分による算定方法を用います。

しかし、その方法により難い場合は、按分の割合を $1/2$ を上限として計算した額を支出額とします。

また、按分を行った場合で、その按分率が $1/2$ を超える場合はその理由を記載します。

5. 旅費の取扱い

調査研究活動に要する旅費の支出にあたっては、「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」に基づき支出する場合の金額を上限とします。

なお、視察調査等の旅費の支出は、支出総額を1件とし、政務調査費支払証明書（以下「支払証明書」という。）で対応できるものとします。

6. 年度主義の原則

経費の支出は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に発生した経費に対して支払ったものが、当該年度の経費となります。



7. 項目別の政務調査費支出

政務調査費は、「仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則」で示されている項目、内容に沿って支出できるものですが、具体的な内容に関しての支出の可否や、考え方を項目別にまとめましたので、支出にあたっての参考としてください。

調査研究費

1. 内容

会派及び議員が行う市政に関する調査研究活動のために必要な経費及び、出張に要する旅費（国外を含む。）、外部団体等への調査委託等に要する経費。

2. 経費例

- ① 調査研究活動に係る旅費・交通費
- ② 自動車利用時の燃料代、駐車場代、自動車借上料
- ③ 高速道路使用料
- ④ タクシ一代
- ⑤ 大学や民間調査機関等への調査委託費
- ⑥ その他の経費

3. 考え方

（1）調査研究活動に係る旅費・交通費

① 政務調査活動のために出張した場合は出張記録簿（収支報告様式6号）を作成してください。

② 旅費に航空賃が含まれる場合は、その所要額を証明する書類を添付する必要があります。

③ 日当が支給される出張の場合は、調査目的地内での交通費、飲食代は重複支出となり、対象外です。

〔特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例〕に規定されている日当と宿泊料を支出する際には、その日当・宿泊料には、調査目的地内での交通費や飲食代及び諸雑費が含まれています。〕

④ 近郊市町村への日帰り出張の場合、日当は支出できません。

- ⑤ 政務調査の必要性から、補助員等へ出張を依頼する場合は、旅費が支出できます。なお、補助員等の旅費は「職員等の旅費に関する条例」に定める行政職5級の職務の級により計算します。
- ⑥ 政務調査活動のための視察等を急に取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、やむを得ない場合（公務・急病・葬祭・災害等）に限り支出することができます。
- ⑦ バス・地下鉄・JRなどの交通機関を利用して政務調査活動を行った場合は、交通機関利用記録簿（収支報告様式第5号）を作成してください。
- ⑧ プリペイドカード等（スイカ、バス・地下鉄カード乗車券等）による交通費の支出は使用実績により計上することとします。（カード購入時や入金時における支出計上はできません。）

（2）自動車利用時の燃料代、駐車場代、自動車借上料

- ① 自動車を政務調査活動に使用する場合の経費は、次の取扱いとします。
自動車利用に係る経費として支出できるものは、燃料代、有料道路使用料（ETC利用も可）、調査先での駐車料金とします。
車両本体の購入経費、車両の維持管理経費（車検代、自賠責保険料、任意保険料、自動車税、修理代、タイヤ購入代、タイヤ交換代、洗車代等）の支出はできません。
- ② 政務調査活動に使用する自動車の燃料代は、次の取扱いとします。
自動車を政務調査活動に使用した場合の燃料代は、自動車運行記録簿（収支報告様式第4号）を作成し、移動距離1km当たり37円で計算した額とします。
ただし、政務調査活動とそれ以外の活動の移動距離の実測が困難な場合は燃料代の1/2の額を上限とします。
- ③ 自動車のリース代に要する経費は、次の取扱いとします。
調査研究活動の交通手段として用いることを目的とする場合であっても、一定期間継続的に使用、管理する自動車のリースについては、政務調査費の対象経費とすることはできません。
ただし、調査研究活動に用いる一時借上げのレンタカーについては、その費用を政務調査費から支出することができます。

(3) 高速道路使用料

E T C 利用料金は、利用区間や日時等を明確にしたうえで、支出してください。

E T C を利用して有料道路使用料を支出した場合は、利用区間や日時がわかる利用明細を保管してください。

(4) タクシ一代

タクシーを政務調査活動に使用する場合は、目的、経路等を明記してください。

(5) 大学や民間調査機関等への調査委託費

① 調査委託を行うときは、具体的な契約内容を記載した調査委託契約書を作成し、保管してください。

調査委託を実施するときは、調査委託等の目的、調査事項、委託期間、委託金額、委託先などの具体的な契約内容を記載した調査委託契約書によって契約し、これらの関係書類を作成し、保管してください。

② 政務調査費から人件費が支払われている補助員や生計を一にする親族を委託先とする調査委託費は、対象とはなりません。

(6) その他の経費

政務調査活動における施設入館料等は支出することができます。

研修費

1. 内容

会派及び議員が主催する研修会等の開催経費や、他団体が開催する研修会などへの参加に要する経費。

2. 経費例

・主催する場合

- ① 会場借上料、機材借上料
- ② 食事代（講師に提供する場合に限る。）、茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。）
- ③ 講師謝礼
- ④ 研修会等の開催に要する事務的経費
- ⑤ その他の経費

・参加する場合

- ① 研修会・シンポジウム等に参加するための会費・受講料・旅費・交通費
- ② 懇談会経費（研修会・シンポジウム等に引き続き行われるものに限る。）
- ③ その他の経費

3. 考え方

- ① 研修会やシンポジウムなどに参加するための出張経費は、支出できます。出張した場合は出張記録簿を作成してください。

研修会やシンポジウムなどに参加するため、出張する場合は、その旅費を研修費として支出することができます。

ただし、日当や宿泊費については、「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」で規定されている額を上限とします。

- ② 懇談会経費（研修会・シンポジウム等に引き続き行われるものに限る。）として支出

できる金額は、1人当たり会費の1／2以内で5,000円を上限とします。

- ③ 親睦や飲食を目的とする会合等は、支出の対象とはなりません。

- ④ 会派が主催する研修会等には、所属議員に対する講師謝礼等は支出できません。

【留意事項】

経費の支出にあたっては、公職選挙法等の法令の制限に抵触しないよう留意してください。

会議費

1. 内容

会派及び議員が開催する政務調査活動に必要な各種会議に要する経費。

2. 経費例

- ① 会場借上料、機材借上料
- ② 会議に要する事務的経費
- ③ 会議に伴う食事代（部外者に提供する場合に限る。）、茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。）
- ④ その他の経費

3. 考え方

- ① 会議に伴う食事代は、部外者（市の職員及び外郭団体職員を除く）に出席を求めて開催した場合において、部外者に提供する場合に限り支出できます。
- ② 飲食を主目的とする会議、会派又は議員間の私的な懇談会等に要する経費については、支出の対象とはなりません。

【留意事項】

経費の支出にあたっては、公職選挙法等の法令の制限に抵触しないよう留意してください。

資料作成費

1. 内容

調査研究活動のために必要な印刷物等の作成に要する経費。

2. 経費例

- ① 資料の印刷・製本代
- ② コピーダイ
- ③ 翻訳料
- ④ 原稿料
- ⑤ 資料に使用する写真代
- ⑥ その他の経費

資料購入費

1. 内容

調査研究活動のために必要な図書、新聞、雑誌、DVD等の購入に要する経費。

2. 経費例

- ① 書籍代
- ② 新聞（スポーツ紙を除く）、雑誌（娯楽誌を除く）等の購読料
- ③ DVD、CD-ROM等の電子記録媒体の購入費
- ④ その他の経費

3. 考え方

- ① 資料の購入数量については、「調査研究活動に資する」という目的を考慮し、適正な数量としてください。
- ② 新聞は、同一紙について資料保管用も含め2部まで支出することができます。

広報広聴費

1. 内容

会派及び議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するために必要な経費、市政や施策等に対する市民の要望、意見等を聴取するため開催する会議や情報収集に係る活動、市政相談などに要する経費。

2. 経費例

- ① 報告会等の開催に係る諸経費
- ② 市議会ニュース等の広報紙の発行経費
- ③ 広報紙等の配布経費（折り込み代、ポスティング代、封筒、切手等）
- ④ 市民の意識調査等に係る経費
- ⑤ 市政広聴会や意見交換会の開催に係る経費
- ⑥ 市民からの要請に基づく広聴活動経費
- ⑦ インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費
- ⑧ 広報広聴に伴う茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。）
- ⑨ その他の経費

3. 考え方

- ① 政務調査費により作成した広報紙などの印刷物は、政務調査活動の記録としても重要なため、その成果物（原本）を保管してください。
- ② 郵送に要する切手の購入は必要最小限とします。
- ③ 広報紙やホームページに係る経費は、その内容に後援会活動や政党活動などに関する記述等がある場合は、経費を按分してください。

【留意事項】

経費の支出にあたっては、公職選挙法等の法令の制限に抵触しないよう留意してください。

人件費

1. 内容

調査研究活動のために必要な補助員等を雇用した場合の給料（アルバイト賃金）、手当、保険料の雇用主負担分などの経費。

2. 経費例

- ① 補助員等給料、アルバイト賃金
- ② 時間外勤務手当、通勤手当等各種手当
- ③ 労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の雇用主負担分
- ④ その他の経費

3. 考え方

- ① 会派及び議員において、人件費を支出する際は、雇用・勤務実態が確認できる書類を作成し、保管してください。
- ② 配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする者のいずれかに該当する者の常勤雇用に要する経費は、支出の対象とはなりません。
- ③ 雇用する補助員が政務調査に関する事務以外に従事している場合は、勤務日数・時間など、その実態に合わせ、経費を按分してください。

事務所費

1. 内容

調査研究活動に必要な事務所を設置した場合の賃借料及び維持管理に要する経費。

2. 経費例

- ① 事務所の賃借料（家賃）
- ② 事務所の光熱水費
- ③ 事務所の維持管理費（清掃委託費、警備委託費、修繕費など）
- ④ 事務所に附帯する駐車場の賃借料
- ⑤ その他の経費

3. 考え方

- ① 賃貸借契約は、会派及び議員を契約者として締結してください。
- ② 事務所を設置した時は、事務所設置届及び賃貸借契約書（写し）を会派へ提出してください。
- ③ 自己所有建物及び自宅を事務所にした場合の光熱水費は、別メーターにより事務所と自宅等を区別している場合に限り、支出できます。
- ④ 事務所が政務調査活動以外の用途にも利用されている場合、その実態に合わせて経費を按分し、支出してください。
- ⑤ 自己所有建物及び自宅を事務所として使用する場合の賃借料（家賃）は、支出の対象とはなりません。

【事務所形態による支出基準】

事務所形態	賃借料（家賃） 維持管理費	光熱水費	
		同一メーター	別メーター
自己所有建物及び自宅	×	×	○
第三者所有建物	○	○	○

事務費

1. 内容

調査研究活動のために必要な事務用品、事務機器、その他備品の購入又はリースに要する経費、電話料金・切手代等の通信費、その他事務執行に要する経費。

2. 経費例

- ① 事務用品（筆記用具、ファイル類、用紙・封筒等） 購入費
- ② 事務用機器・事務用備品（コピー機等）の購入費及びリース料
- ③ OA機器（パソコン、プリンター、OA関連用品）の購入費及びリース料
- ④ 事務連絡等に係る通信・運搬料（電話料金、切手、ハガキ代）
- ⑤ その他の経費

3. 考え方

- ① 名刺（印刷）代は、支出できません。
- ② 電話料金は、その利用実態に合わせ、経費を按分して支出してください。
- ③ 相談者など来客に提供する茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。）の購入費は、政務調査費で支出できます。
- ④ 資産形成につながる備品の購入代金は、政務調査費の対象外とします。
ただし、政務調査活動に直接必要と認められる備品については、その限りではありません。
- ⑤ 切手、ハガキの購入は、必要最小限とします。

【留意事項】

経費の支出にあたっては、公職選舉法等の法令の制限に抵触しないよう留意してください。

その他の経費

1. 内容

その他会派及び議員が調査研究活動に要する経費。

8. 対象外の経費

対象外の経費として、仙台市政務調査費に関する要綱（第2条）において、支出できない経費が規定されています。主な対象外の経費の例は次のとおりです。

(1) 交際費

- ア. 冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- イ. 祝電・弔電、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ウ. 挨拶やテープカットだけの出席に要する経費
- エ. 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費
 - 町内会費 P T A会費 同窓会費 老人会費
 - 商工会会費 協議会等の年会費・賛助会費 など
- オ. 議員が加入している団体の会合への参加費
 - ただし、調査、広報広聴等を目的とした会合に要する経費は除く。

(2) 政党本来の活動に要する経費

- ア. 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- イ. 政治資金パーティーの開催及び出席に要する経費
- ウ. 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費
- エ. 政党活動に要する経費

(3) 会議に伴う食事以外の飲食に要する経費

(4) レクリエーション等の経費

(5) 選挙活動に要する経費

(6) 後援会活動に要する経費

(7) その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの

- ア. 私的な旅行・観光等に要する経費
- イ. 社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費

(8) 規則第2条第7項に規定する人件費のうち、配偶者、扶養関係にある者、同居生活計を一にする者の常勤雇用に要する経費

(9) 規則第2条第8項に規定する事務所費のうち、自己所有建物を事務所に使用する場合にあっては賃借料に相当する額、また、自宅を事務所に使用する場合にあっては賃借料又は賃借料に相当する額

第4章 支出手続きの概要

1 基本手続き

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支を明らかにした会計帳簿を作成し、領収書等の証拠書類、その他の関係書類を整理し管理します。

また、会派の代表者及び交付対象議員は、領収書等その他の関係書類を収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管します。

2 月ごとの整理事務

(1) 帳簿書類の管理

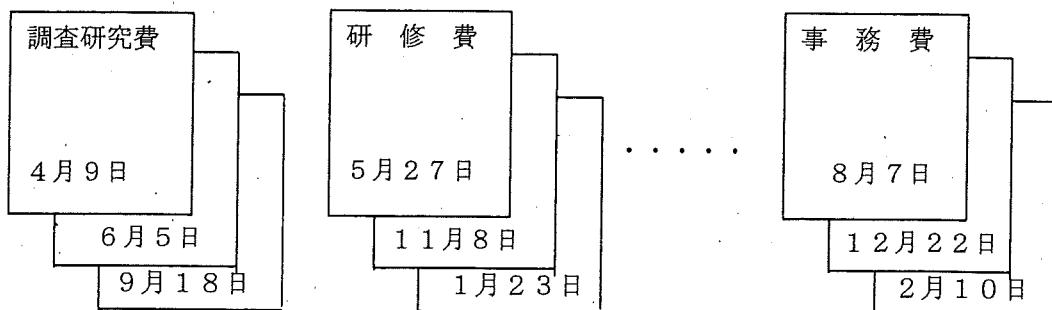
政務調査費を支出した場合は、帳簿書類に支出内容、支出額を使途項目別に記載のうえ、できるだけ月ごとに管理してください。

また、領収書等の証拠書類の有無や、按分の有無などを記載しておくと整理しやすくなります。

(2) 領収書等の整理・保管

収支報告書の提出にあたっては、支出にかかる領収書等の証拠書類の写しの添付が必要になりますので、あらかじめ使途項目別に整理し、領収書等貼付用紙（収支報告様式第1号）に添付のうえ、月ごとに整理・保管してください。また、領収書を微ずることができない場合は、支払先、使途の内容などを記載した支払証明書（収支報告様式第2号・第3号）を作成してください。

[参考]



3 領収書等の証拠書類の整理

(1) 自動車運行記録簿の作成

政務調査活動に自家用車を使用し、燃料代を1km当たり37円で計上する場合は、支払証明書に自動車運行記録簿を添付する必要があります。作成にあたっては、用務ごとに移動距離等を記録簿に記載し、月単位で集計します。

ただし、移動距離の実測が困難な場合は、支払った燃料代の1/2の額を上限として燃料代に計上することができます。

(2) 交通機関利用記録簿の作成

政務調査活動にバスや地下鉄などの公共交通機関を利用し、運賃額を計上する場合は、支払証明書に交通機関利用記録簿を添付する必要があります。作成にあたっては、用務ごとに利用交通機関、運賃等を記録簿に記載し、月単位で集計します。

(3) 出張記録簿の作成

出張した際は、用務先や経費などを記載した出張記録簿を作成し、領収書等貼付用紙又は支払証明書に添付します。

なお、議員は市域外に宿泊を伴った出張を行う場合は、事前に会派の代表者に調査出張届出書（別記様式第1号）を提出する必要があります。

(4) 領収書の確認事項

領収書の写しを提出する際は、以下の項目を確認してください。

- ア. 領収した日にちの記載があること。
- イ. 会派名又は議員名（但し、交付対象議員にあっては議員名のみ）の記載があること。（あて名なし、「上様」、他の名前は不可）
- ウ. 発行者の住所、氏名、押印がされていること。
- エ. 金額の記載があること。（訂正は不可）
- オ. 用途の記載があること。（用途の内容が具体的に判るもの）
- カ. 首標金額以外の記載事項の訂正是二本線で見え消しとし、発行者の訂正印の押印があること。
- キ. 印紙税法上、貼付を要するものについては収入印紙の貼付と消印の押印があること。

(5) 領収書として認めるもの

以下の書類は、領収書とみなします。

- ア. 口座振込による支出の場合は、振込金受取書または払込金受取書。
※ATM利用明細票などの場合は、日付、依頼人（会派又は議員名）、受取人、金額が記載されていること。
- イ. 口座引落による支出の場合は、請求書又は支払ったことが明らかになる書類。
- ウ. レシート（日付、発行者、品目、金額の記載のあるもの。）

(6) 按分による支出に係る領収書等の証拠書類

政務調査費を支出した際に、その費用に政務調査目的以外の支出を含む場合は、「按分による支出の指針」に基づき按分し、領収書等貼付用紙または支払証明書の按分による支出欄に記載します。

4 関係書類の整理保管

政務調査費の收支に関する書類は、議長への提出が必要なものと、会派で保管するものがありますので、適正に整理保管してください。

關係資料

(収支報告様式第1号)

領収書等貼付用紙

整理番号

【使途項目】(該当する項目の□に✓をつける)

- | | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査研究費 | <input type="checkbox"/> 研修費 | <input type="checkbox"/> 会議費 | <input type="checkbox"/> 資料作成費 | <input type="checkbox"/> 資料購入費 |
| <input type="checkbox"/> 広報広聴費 | <input type="checkbox"/> 人件費 | <input type="checkbox"/> 事務所費 | <input type="checkbox"/> 事務費 | <input type="checkbox"/> その他の経費 |

【支払者名】※領収書等で確認できる場合は記入不要

【支出額(政務調査費充当額)】

円

※ 領収書その他の証拠書類の貼付欄(重ならないように貼付すること)

【使途の内容等】

※出張については、出張記録簿を作成し添付する。

※その他の支出については、支出の内容や具体的品名等を記入する。(領収書等で確認できる場合は記入不要)

【按分による支出】 ※按分により充当する場合に記入する。

按分率(A) (/) 領収書等の金額(B) (円)

按分による政務調査費の支出額(A) × (B) _____ 円 (1円未満端数切り捨て)

【按分率が1/2を超える場合はその理由】

(収支報告様式第2号)

政務調査費支払証明書(会派用)

整理番号

【使途項目】(該当する項目の□に✓をつける)					
<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> その他の経費					
【支出年月日】 年 月 日	【支出額(政務調査費充当額)】 円				
【支払先(所在・名称)】					
【使途の内容等】					
<p>※出張については、出張記録簿を作成し添付する。 ※その他の支出については、支出の内容や具体的な品名等を記入する。</p>					
【「領収書」を微し難かった理由】					
<p>※旅費に航空賃が含まれる場合は、その所要額を証明する書類が必要です。</p>					
【按分による支出】 ※按分により支出する場合に記入する。					
按分率(A) (/)			支払金額(B) (円)		
按分による政務調査費の支出額(A) × (B)			円 (1円未満端数切り捨て)		
【按分率が1/2を超える場合はその理由】					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 会派名

代表者名

印

経理責任者名

印

(収支報告様式第3号)

政務調査費支払証明書(交付対象議員用)

整理番号

【使途項目】(該当する項目の□に✓をつける)

- | | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査研究費 | <input type="checkbox"/> 研修費 | <input type="checkbox"/> 会議費 | <input type="checkbox"/> 資料作成費 | <input type="checkbox"/> 資料購入費 |
| <input type="checkbox"/> 広報広聴費 | <input type="checkbox"/> 人件費 | <input type="checkbox"/> 事務所費 | <input type="checkbox"/> 事務費 | <input type="checkbox"/> その他の経費 |

【支出年月日】

年 月 日

【支出額(政務調査費充当額)】

円

【支払先(所在・名称)】

【使途の内容等】

※出張については、出張記録簿を作成し添付する。

※その他の支出については、支出の内容や具体的な品名等を記入する。

【「領収書」を徴し難かった理由】

※旅費に航空賃が含まれる場合は、その所要額を証明する書類が必要です。

【按分による支出】 ※按分により支出する場合に記入する。

按分率(A) () 支払金額(B) () 円)

按分による政務調査費の支出額(A) × (B) _____ 円 (1円未満端数切り捨て)

【按分率が1/2を超える場合はその理由】

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 所属会派名

交付対象議員名

印

(收支報告様式第4号)

自動車運行記録簿
(議員名)

No

月間走行距離()km × 37円 = 円(1円未満端数切り捨て)

※この記録簿は政務調査費支払証明書に添付してください。

(收支報告様式第5号)

交通機関利用記録簿
(議員名)

No

月

日	曜日	用務	利用交通機関	利用区間	運賃額(円)	備考
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
			バス・地下鉄	—		
			JR・()	片道・往復		
合計						

※この記録簿は政務調査費支払証明書に添付してください。

(収支報告様式第6号)

出張記録簿

(会派又は交付対象議員名)

出張者名	
用務先	
出張期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
調査研究項目	
経費内訳	
備考	

※ この記録簿は領収書等貼付用紙又は政務調査費支払証明書に添付してください。

条例・規則・要綱

4 5 6
7 8 9
10 11 12
13 14 15
16 17 18
19 20 21

仙台市政務調査費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 16 日
仙台市条例第 33 号

改正 平成 14 年 4 月条例第 40 号、20 年 3 月条例第 19 号、10 月条例第 28 号、
22 年 6 月条例第 44 号、22 年 12 月条例第 64 号、23 年 3 月条例
第 14 号、4 月条例第 20 号、6 月条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 14、4・平 20、3・平 20、10・改正)

(交付対象)

第 2 条 政務調査費は、市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員(次条第 2 項の規定により政務調査費全額を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。)に対して交付する。

(平 23、3・改正)

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務調査費は、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに交付するものとする。

- 2 会派に交付する政務調査費の額は、各四半期の初日における会派の所属議員数に 35 万円(次項において「基準月額」という。)の範囲内で各会派が定める額(以下「会派交付額」という。)及び各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。
- 3 交付対象議員に交付する政務調査費の額は、基準月額から会派交付額を減じた額(次条において「議員交付額」という。)に各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。
- 4 各四半期の初日において、会派が解散したとき(議会の解散があったとき及び所属議員が 1 人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。)又は交付対象議員が交付対象議員でなくなったときは、当該四半期に係る政務調査費は、当該会派又は当該交付対象議員に対し、交付しない。
- 5 各四半期の中途中において、議員の任期が満了するときは、当該四半期に係る政務調査費は、当該任期の満了する日の属する月(その日が月の初日(以下「基準日」と

いう。)であるときは、その日の属する月の前月)までの月数分を交付する。

(平20、3・平23、3・改正)

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第4条 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた会派の所属議員数が減少したとき又は会派交付額が減額されたときは、当該会派の代表者は、これらの事由が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と減少後の所属議員数及び減額後の会派交付額に基づいて算定された額との差額を返還するものとする。

2 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき(議会の解散があったとき及び所属議員が1人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。)は、当該会派の代表者であった者(所属議員が1人の会派において当該議員が死亡したときにあっては、当該議員の相続人その他の一般承継人)は、当該事由が発生した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額を返還するものとする。

3 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた交付対象議員の議員交付額が当該交付対象議員が所属する会派の異動又は所属する会派の会派交付額の増額により減額されるときは、当該交付対象議員は、これらの事由が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と減額後の議員交付額に基づいて算定された額との差額を返還するものとする。

4 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた交付対象議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者(当該者が死亡したときにあっては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額を返還するものとする。

5 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた会派の所属議員数が増加したとき又は会派交付額が増額されたときは、これらの事由が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該会派に対し、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と増加後の所属議員数及び増額後の会派交付額に基づいて算定された額との差額を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴い会派に所属することにより会派の所属議員数が増加したときにあっては、当該増加した日の属する月以降分の政務調査費として

既に交付された額と増額後の所属議員数及び増額後の会派交付額に基づいて算定された額との差額を交付するものとする。

- 6 各四半期の中途において、新たに会派が結成されたときは、当該会派が結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該会派に対し、当該翌月以降分の政務調査費を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴いその者のみが所属する会派を結成したとき又は議員の任期の開始に伴い新たな会派が結成された場合であって当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあっては、当該結成日の属する月以降分の政務調査費を交付するものとする。
- 7 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた交付対象議員の議員交付額が当該交付対象議員が所属する会派の異動又は所属する会派の会派交付額の減額により増額されるときは、当該交付対象議員に対し、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と増額後の議員交付額に基づいて算定された額との差額を交付するものとする。
- 8 各四半期の中途において、議員が新たに交付対象議員となったときは、当該議員に対し、当該交付対象議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴い交付対象議員となったとき又は議員の任期の開始に伴い新たに交付対象議員となった場合であって当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあっては、当該交付対象議員となった日の属する月以降分の政務調査費を交付するものとする。

（平20、3・平23、3・改正）

（使途基準）

第5条 会派及び交付対象議員は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費（市政に関する調査研究活動に資するための必要な経費をいう。以下同じ。）以外に充ててはならない。

（平23、3・改正）

（交付申請）

第6条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者及び交付対象議員は、交付申請書を、毎年4月5日までに、議長を経て市長に提出しなければならない。

- 2 年度の中途において、新たに結成された会派の代表者及び新たに交付対象議員となった議員は、政務調査費の交付を受けようとするときは、速やかに、議長を経て市長に政務調査費の交付申請書を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により政務調査費の交付申請書を出した者は、当該交付申請書の内容に変更を生じたときは、速やかに、議長を経て市長に政務調査費の交付変更申

請書を提出しなければならない。

(平 23、3・改正)

(適正経理)

第7条 会派は、経理責任者を定め、政務調査費の経理を適正に行わなければならぬ。

2 交付対象議員は、政務調査費の経理を適正に行わなければならない。

(平 23、3・改正)

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により交付申請書又は交付変更申請書の提出を受けたときは、交付する政務調査費の額を決定し、会派の代表者及び交付対象議員に対し通知するものとする。

(平 23、3・改正)

(交付請求等)

第9条 第6条第1項の規定により政務調査費の交付申請書を提出した会派の代表者及び交付対象議員は、前条の規定による通知を受けた場合は、各四半期の初日の属する月の5日（その日が仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項第1号又は第2号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに、議長を経て市長に対し、当該四半期に係る政務調査費（当該四半期の中途において議員の任期が満了する場合にあっては、当該任期が満了する日の属する月（その日が基準日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの月数分の政務調査費）を請求するものとする。

- 2 各四半期の中途において、第6条第2項の規定により政務調査費の交付申請書を提出した会派の代表者及び交付対象議員は、前条の規定による通知を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに、議長を経て市長に対し、会派が新たに結成された日又は新たに交付対象議員となった日の属する四半期に係るこれらの日の属する月の翌月（これらの日が基準日に当たるときは、その日の属する月）以降分の政務調査費（第4条第6項ただし書及び第8項ただし書に掲げる場合にあっては、これらの日の属する月以降分の政務調査費）を請求するものとする。
- 3 各四半期の中途において、第6条第3項の規定により政務調査費の交付変更申請書の提出をした場合であって、第4条第5項又は第7項の規定による差額の交付を受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに、議長を経て市長に対し、当該交付を請求するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る会派又は交付対象議員に対し、政務調査費を交付するものとする。

(平 23、3・追加)

(収支報告書等の提出)

第 10 条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、当該政務調査費に係る収入額及び支出額を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の支出額は、実費によるものとする。ただし、これにより難いときは、別に定める方法により算定した額によることができる。
- 3 第1項の会派の代表者及び交付対象議員は、収支報告書を、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月15日までに議長に提出しなければならない。
- 4 政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき(議員の任期が満了したとき、議会の解散があったとき及び所属議員が1人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。)は、当該会派の経理責任者であった者(所属議員が1人の会派において経理責任者たる当該議員が死亡したときにあっては、当該議員の相続人その他の一般承継人)は、当該事由が発生した日の属する年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成しなければならない。
- 5 前項の会派の代表者であった者(所属議員が1人の会派において当該議員が死亡したときにあっては、当該議員の相続人その他の一般承継人)は、収支報告書を前項の事由が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月)の末日までに議長に提出しなければならない。
- 6 政務調査費の交付を受けた交付対象議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者(当該者が死亡したときにあっては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した日の属する年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成し、当該日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月)の末日までに議長に提出しなければならない。
- 7 第3項、第5項又は前項の規定により提出する収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(次項において「領収書等の写し」という。)及び調査研究活動の概要を記載した調査研究活動報告書を添付しなければならない。
- 8 議長は、第3項、第5項又は第6項の規定により提出された収支報告書並びに前項の規定により提出された領収書等の写し及び調査研究活動報告書(第12条において「収支報告書等」という。)の写しを市長に送付するものとする。

(平20、3・平22、6・平23、3・改正)

(政務調査費に残余がある場合の返還手続)

第 11 条 前年度に政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、当該政務調査費の総額から前年度における必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき(議員の任期が満了したとき、議会の解散があったとき及び所属議員が1人の会派において当該議員が辞職、失職、

除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。)は、当該会派の代表者であった者(所属議員が1人の会派において当該議員が死亡したときにあっては、当該議員の相続人その他の一般承継人)は、当該事由が発生した日の属する年度において交付を受けた政務調査費の総額(第4条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により返還させる額を控除して得た額)からその年度における必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

- 3 政務調査費の交付を受けた交付対象議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者(当該者が死亡したときにあっては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した日の属する年度において交付を受けた政務調査費の総額(第4条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により返還させる額を控除して得た額)からその年度における必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(平23、3・改正)

(収支報告書等の保存及び閲覧)

- 第12条 議長は、収支報告書等を、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、非開示情報(仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第7条に規定する非開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(平20、3・平22、12・平23、3・改正)

(委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長又は市長が定める。
- (平23、3・旧第12条繰下・改正)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平14、4・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平20、3・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平20、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平22、6・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項の政令で定める日から施行する。（平23、4・平23、6・改正）

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第6項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平22、12・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項の政令で定める日から施行する。（平23、4・平23、6・改正）

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費に係る収支状況報告書等について適用する。

附 則(平23、3・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項の政令で定める日から施行する。（平23、4・平23、6・改正）

(仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例との調整)

- 2 仙台市政務調査費の交付に関する条例は、仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成22年仙台市条例第44号）及び仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成22年仙台市条例第64号）によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(経過措置)

- 3 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平23、4・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平23、6・改正)

この条例は、公布の日から施行する



仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 27 日
仙台市規則第 32 号

改正 平成 20 年 3 月 規則第 12 号、平成 23 年 8 月 規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第 2 条 条例第 5 条に規定する使途基準は、次の各号に定める項目ごとに当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費
- (2) 研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費
- (3) 会議費 各種会議に要する経費
- (4) 資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費
- (5) 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
- (6) 広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費
- (7) 人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費
- (8) 事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費
- (9) 事務費 調査研究活動に要する事務経費
- (10) その他の経費 前各号に掲げるもののほか、調査研究活動に要する経費

（平 20、3・平 23、8・改正）

(交付申請書等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する交付申請書は、別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号によるものとする。

2. 条例第 6 条第 3 項に規定する交付変更申請書は、別記様式第 3 号又は別記様式第 4 号によるものとする。

（平 23、8・改正）

(交付決定通知書等)

第 4 条 条例第 8 条の規定による通知は、別記様式第 5 号、別記様式第 6 号又は別記様式第 7 号によるものとする。

（平 23、8・追加）

(交付請求書等)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による請求は、別記様式第 8 号又は別記様

式第9号によるものとする。

- 2 条例第9条第3項の規定による請求は、別記様式第10号又は別記様式第11号によるものとする。

(平23、8・追加)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平20、3・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平23、8・改正)

この規則は、平成23年8月28日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）仙台市長

（仙台市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務調査費交付申請書（会派用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第6条（第1項・第2項）の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

年 月 日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数

人

6 所属議員名

7 会派交付額 円

8 交付申請額（ 年度分） 円
(年 月 ~ 年 月分)

別記様式第2号（第3条関係）

年　月　日

（あて先）仙台市長

（仙台市議会議長経由）

所 属 会 派 名

交付対象議員名

印

政務調査費交付申請書（交付対象議員用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第6条（第1項・第2項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 所属会派の名称

2 交付対象議員となった年月日 年　月　日

3 議員交付額 円

4 交付申請額 (年度分) 円

(年　月～年　月分)

別記様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）仙台市長

（仙台市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務調査費交付変更申請書（会派用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

区分	変更前	変更後	変更年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数	人	人	
会派交付額	円	円	
交付申請額 (年度分)	円	円	

所属議員名（変更後の所属議員名）

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）仙台市長

（仙台市議会議長経由）

所 属 会 派 名

交付対象議員名

印

政務調査費交付変更申請書（交付対象議員用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

区分	変更前	変更後	変更年月日
所属会派の名称			
議員交付額	円	円	
交付申請額 (年度分)	円	円	

別記様式第5号（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

仙台市長

印

政務調査費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務調査費の交付について、下記のとおり
決定したので、仙台市政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、通知します。

記

政務調査費交付決定額（ 年度分） 円
(年 月 ~ 年 月分)

別記様式第6号（第4条関係）

年 番
月 日

様

仙台市長

印

政務調査費交付変更決定通知書（会派用）

年 月 日付けで申請のあった政務調査費の交付について、下記のとおり変更することを決定したので、仙台市政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、通知します。

記

区分	変更前	変更後
会派の名称		
代表者名		
経理責任者名		
所属議員数	人	人
会派交付額	円	円
交付決定額 (年度分)	円	円

別記様式第7号（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

仙台市長

印

政務調査費交付変更決定通知書（交付対象議員用）

年 月 日付けで申請のあった政務調査費の交付について、下記のとおり変更することを決定したので、仙台市政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、通知します。

記

区分	変更前	変更後
所属会派の名称		
議員交付額	円	円
交付決定額 (年度分)		

別記様式第8号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 仙台市長

(仙台市議会議長経由)

会派の所在地

会派名

代表者名

印

政務調査費交付請求書(会派用)

仙台市政務調査費の交付に関する条例第9条(第1項・第2項)の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求額

円

(年 月 ~ 年 月分)

2 指令番号

(振込先口座)

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義
				(フリガナ)

別記様式第9号（第5条関係）

年　月　日

（あて先）仙台市長

（仙台市議会議長経由）

交付対象議員住所

所属会派名

交付対象議員名

印

政務調査費交付請求書（交付対象議員用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第9条（第1項・第2項）の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求額 円
(年 月 ~ 年 月分)

2 指令番号

（振込先口座）

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義
				(フリガナ)

別記様式第10号（第5条関係）

年 月 日

(あて先) 仙台市長

(仙台市議会議長経由)

会派の所在地

会派名

代表者名

印

政務調査費交付追加請求書（会派用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第9条第3項の規定により、下記のとおり政務調査費を追加請求します。

記

1 請求額

円

(年 月 ~ 年 月分)

2 指令番号

（振込先口座）

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義
				(フリガナ)

別記様式第11号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先) 仙台市長

(仙台市議会議長経由)

交付対象議員住所

所属会派名

交付対象議員名

印

政務調査費交付追加請求書（交付対象議員用）

仙台市政務調査費の交付に関する条例第9条第3項の規定により、下記のとおり政務調査費を追加請求します。

記

1 請求額

(年 月 ~ 年 月分) 円

2 指令番号

(振込先口座)

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義
				(フリガナ)

○ 仙台市政務調査費の交付に関する要綱

(平成 13 年 3 月 27 日議長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の対象外の経費)

第 2 条 政務調査費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 政党本来の活動に要する経費
- (3) 会議に伴う食事以外の飲食及び遊興に要する経費
- (4) レクリエーション等の経費
- (5) 選挙活動に要する経費
- (6) 後援会活動に要する経費
- (7) その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの

2 規則第 2 条第 7 号に規定する人件費は、配偶者、扶養関係にある者及び同居し生計を一にする者の常勤雇用に要する経費を除くものとする。

3 規則第 2 条第 8 号に規定する事務所費は、自己所有建物を事務所に使用する場合にあっては賃借料に相当する額、自宅を事務所に使用する場合にあっては賃借料又は賃借料に相当する額を除くものとする。

(平 14、9・平 20、3・平 23、8・改正)

(政務調査費の経理等)

第 3 条 条例第 6 条の規定により政務調査費の交付を受けようとする会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者は、経費の支出決定を行うとともに政務調査費の適正な執行に努めなければならない。

2 経理責任者（条例第 7 条第 1 項に規定する経理責任者をいう。以下次条において同じ。）は、政務調査費の出納事務をつかさどり、帳簿書類、領収書（振込金受領書その他領収に関する証拠書類を含む。以下同じ。）等を管理しなければならない。

3 交付対象議員（条例第 2 条に規定する議員をいう。以下同じ。）は、帳簿書類、領収書等を管理しなければならない。

4 会派の代表者は、第 2 項の帳簿書類、領収書等を、条例第 10 条の規定により收支報告書を議長に提出すべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。交付対象議員についても同様とする。

5 会派の代表者は、当該会派に所属する交付対象議員に交付される政務調査費の適正執行に資するよう、当該議員に対し、助言するものとする。

(平20、3・改正、平23、8・旧第4条繰上・改正)

(会派における支出手続)

第4条 経理責任者は、当該会派の代表者の決定を経て経費を支出するものとし、支出に当たっては領収書を徴しなければならない。

- 2 経理責任者は、前項に規定する領収書を徴することができないときは、当該会派の代表者の支払証明書が添付されなければ支出をすることができない。

(平23、8・旧第5条繰上・改正)

(交付対象議員の支出手続)

第5条 交付対象議員は、支出に当たっては領収書を徴しなければならない。

- 2 前項に規定する領収書を徴することができないときは、支払証明書を作成するものとする。

(平23、8・追加)

(会派の調査研究活動の手続)

第6条 会派の代表者は、会派に交付された政務調査費に基づき当該会派の所属議員が行う調査研究活動（以下、本条において「調査研究活動」という。）に関して、調査の目的、方法及び期間等を定めなければならない。

- 2 調査研究活動を行った議員（共同で調査研究活動を行った場合にあっては、その代表者）は、所属会派の代表者に対し調査研究活動終了後、速やかに、調査研究活動報告書により調査研究活動の内容及び経費の内訳を報告しなければならない。
- 3 会派の代表者は、当該会派の所属議員が調査研究活動のため経費を必要とするときは、その経費を前渡しすることができる。
- 4 会派の代表者は、当該会派の所属議員を調査研究活動のため市域外へ宿泊を伴う出張をさせる場合は、調査出張届出書（別記様式第1号）を提出させなければならない。

(平14、9・平15、3・平20、3・平23、8・改正)

(交付対象議員の調査研究活動の手続)

第6条の2 交付対象議員は、当該交付対象議員に交付された政務調査費に基づき行う調査研究活動（以下、本条において「調査研究活動」という。）に関して、調査の目的、方法及び期間等を定めなければならない。

- 2 調査研究活動を行った交付対象議員は、調査研究活動終了後、速やかに、調査研究活動の内容及び経費の内訳をとりまとめなければならない。
- 3 交付対象議員は、調査研究活動のため市域外へ宿泊を伴う出張をする場合は、所属会派の代表者に対し、調査出張届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(平23、8・追加)

(調査研究活動に要する旅費の支出)

第7条 調査研究活動に要する旅費は、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並び

にその支給方法に関する条例（昭和31年仙台市条例第35号。次項において「特別職給与条例」という。）に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない。

- 2 前項に規定する調査研究活動に要する旅費は、特別職給与条例に基づき、旅費又は費用弁償が支給されたときは、重ねて支出することができない。

(平20、3・追加)

(経費の按分)

第8条 規則第2条各号に掲げる費用について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には、按分の割合を二分の一を上限として計算した額を支出額とすることができる。

(平20、3・追加)

(收支報告等)

第9条 条例第10条第1項の収支報告書は、別記様式第2-1号又は別記様式第2-2号によるものとし、同条第7項の調査研究活動報告書は、別記様式第3-1号又は別記様式第3-2号によるものとする。

(平20、3・追加、平23、8・改正)

(報告内容の検査及び修正)

第10条 議長は、条例第10条第8項に規定する収支報告書等の提出を受けたときは、その内容を検査し、必要があると認めるときは会派の代表者及び交付対象議員に対して証拠書類等の資料の提示を求めることができる。

- 2 議長は、収支報告書の内容が不適正であると認めるときは、その修正を命ずるものとする。

(平20、3・旧第8条繰下・平23、8・旧第11条繰上・改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
 - 2 市議会各会派に対する市行政調査費経理要綱は、廃止する。
 - 3 この要綱の実施前に交付された市行政調査費の収支決算報告書の提出期限等については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 9 月 6 日改正）

この要綱は、平成14年9月6日から実施する。

附 則（平成15年3月5日改正）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平20.3・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年8月25日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

[別記様式第1号]

平成 年 月 日

(会派名 代表者名)

会派名
議員名

印

調査出張届出書

このたび、調査研究のため下記のとおり出張することになりましたので
お届けいたします。

記

出張者名	
用務先	
出張期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
調査研究項目	
備考	

〔別記様式第2-1号〕

平成 年度政務調査費収支報告書（会派用）

年 月 日

(あて先) 仙台市議会議長

会派名

代表者名

印

仙台市政務調査費の交付に関する条例第10条の規定により、提出いたします。

1 収 入

(単位:円)

項目	金額	備考
政務調査費		
預金利子		
合 計		

2 支 出

(単位:円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
人件費		
事務所費		
事務費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額

円

[別記様式第2-2号]

平成 年度政務調査費収支報告書(交付対象議員用)

年 月 日

(あて先) 仙台市議会議長

所属会派名

交付対象議員名

印

仙台市政務調査費の交付に関する条例第10条の規定により、提出いたします。

1 収 入

(単位:円)

項目	金額	備考
政務調査費		
預金利子		
合 計		

2 支 出

(単位:円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
人件費		
事務所費		
事務費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額

円

〔別記様式第3-1号〕

平成 年度調査研究活動報告書（会派用）

会派名

代表者名

印

調査・研究テーマ	活動内容

※ この報告書は収支報告書に添付してください。

〔別記様式第3-2号〕

平成 年度調査研究活動報告書（交付対象議員用）

所属会派名

交付対象議員名

印

調査・研究テーマ	活動内容

※ この報告書は収支報告書に添付してください。

○ 仙台市政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成 23 年 8 月 25 日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づく収支報告書等（条例第 10 条第 8 項に規定する「収支報告書等」をいう。以下同じ。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧開始日)

第2条 収支報告書等の閲覧は、提出すべき期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から供するものとする。

(閲覧場所及び時間)

第3条 閲覧場所は、議会事務局長が指定する場所とする。

2 閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第 61 号）第 1 条に定める日とする。

(閲覧方法)

第5条 収支報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という）は、議会事務局の受付において、収支報告書等閲覧請求書（別記様式）に必要な事項を記入後、係員の立会いのもと、第 3 条第 1 項に定める閲覧場所で閲覧することができる。

(収支報告書等の謄写)

第6条 収支報告書等を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機及び写真機等を使用してはならない。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、閲覧に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は、指定の場所以外に持ち出さないこと。

- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行わないこと。
- (3) 閲覧時間を守ること。
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になるような行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合には、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月28日から実施する。

別記様式

政務調査費収支報告書等閲覧請求書

請求年月日		
住所		
氏名		
閲覧を希望する収支報告書等	年度	
	会派の名称又は 議員名	

※記載された個人情報は、政務調査費収支報告書等の閲覧請求以外には使用いたしません。

これは正本である。

平成30年2月8日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 直井克哲